

巻頭言

イギリス新連立政権、**決定!!** 「国民ID番号カード制を廃止」

— 国民ID番号カード制導入の愚策をすすめる民主政権

イギリスでは、5月6日に行われた総選挙で、労働党が敗退し、新政権が誕生した。新政権は、保守党と自由民主党 (LDP) の連立政権。5月12日に、31項目から成る連立政策協定を締結、発表した。

協定第3【市民的自由 (civil liberties)】では、前労働党政権下で弱体化された市民的自由・人権回復のために、次のような政策が盛り込まれた。

前労働党政権が導入した ID【国民登録証】番号カード制の廃止、国家身分登録台帳 (NIR = National Identification Register) の廃止および次世代型生体認証式パスポートの導入撤回、監視カメラ (CCTV) の濫設規制、保護者の許可なしに学校で子どもの指紋採取の禁止など。

新任のメイ内務相は、5月14日に、DNAデータベースの見直しを含む、「IDカード制の廃止」を言明した。また、監視カメラ (CCTV) の濫設に規制をかける方針を打ち出した。その理由は、監視カメラがテロリストや組織暴力の取締にあまり効果がない。むしろ、人権面でのマイナス効果に配慮する必要があるとの認識に基づく。こうした政策は、保守党のI

- 巻頭言 ~ イギリス新連立政権、IDカード制を廃止へ
- 民主党がめざす「共通番号・IDカード制」とは何か
- ドイツの電子政府制度と分野別限定番号制
- オーストリアの電子政府制度と分野別限定番号制
- 抄訳：オーストリアの電子政府法
- PIJ定時総会のご報告

Dカード導入への反対、さらにはLDPの政権公約に盛り込まれた人権擁護案を大幅に取り入れた結果でもある。

翻って、わが国の民主政権は、2013年までに国民ID【登録証】カード制を導入すると言い出した。だが、ちょっとマッタ!! 政権を奪取する以前に4度も住基ネット廃止法案を出したのが民主党であったはずではないか。この政党はまったく信用できない。政権奪取後は、豹変し、いまや「共通番号制 (国民総背番号制) 万歳」、現代版通行手形である「国民IDカード制万歳」だ。

社民党も、マニフェストで「公平番号制度の導入」とかいつている。弁護士でもある福島党首率いるこの政党の「人権感覚」を疑ってしまう。いくら党首が在日米軍問題で頑張った発言をしていても、背番号問題でのマニフェストの表記の「軽さ」には驚いてしまう。社民党もこの「問題の本質」をまるでわかっていない。なぜならば、国民ID番号カード制の導入は、運用の仕方しだいでは、市民的自由・人権を蝕む「凶器」、国民支配の道具にもなるからだ。

やはり、国民の移動の自由を制限し、人権を蹂躪する政権には、政界から退場願わないといけないのではないかと。今回のイギリスの政権交代、「自由」、「人権」を大事にする新連立政権の誕生を歓迎したい。わが民主政権の「負の遺産」づくりの「愚策」をやめさせるためにイギリスに学ぼう。

2010年6月30日

PIJ代表 石村 耕治

緊急インタビュー：石村耕治PIJ代表に聞く

イギリス新連立政権、 “ID番号カード制廃止”へ

— 人権を蝕む「ID番号カード制導入」へ逆走する民主政権

CNN ニュース編集局

イギリスでは、この5月6日に行われた総選挙で労働党が敗退し、新政権が誕生した。新政権は、保守党と自由民主党(LDP)の連立政権だ。(ちなみに、イギリスのLDPは、わが国の自民党と違い、本物のリベラルな政党である。)5月12日に、31項目から成る『連立政策協定(Lib-Con Coalition Agreement, Coalition: our programme for government)』を締結、発表した。

協定項目第3【市民的自由(civil liberties)】では、前労働党政権下で弱体化された市民的自由の回復のための政策プログラム実施が盛られた。これらのうち、最も重要なのは、ID【身分登録証明】番号カード制の廃止、国家身分登録台帳(NIR = National Identification Register)の廃止および次世代型生体認証式パスポートの導入撤回、監視カメラ(CCTV)の濫設規制、保護者の許可なしに学校で子どもの指紋採取の禁止などである。

2006年に、前労働党政権は、ID【身分登録証明】カード法(Identity Card Act 2006)を制定し、国民全員に順次、身分登録証番号カードを導入する政策を実施した。(CNNニュース55号では、イギリス労働党政権の「ID【身分登録証明】カード制導入」案を紹介した。参照願いたい。)だが、当時野党であった保守党、さらに自由民主党(LDP)は、

政権を奪取した後は、人権侵害のおそれの強いIDカード制を廃止する旨を政権公約としていた(CNNニュース55号、25頁参照)。

今回の下院総選挙で、勝利し、LDPと連立した保守党政権(キャメロン党首・首相)下でセラ・メイ(Theresa May)氏が内務大臣に就任した。

わが国では、民主党政権が、イギリスの新政権とはまったくあべこべの政策である「国民ID〔国民登録証〕番号カードの導入」を打ち出している。恒常的人権侵害装置導入へ向けて逆送している。社民党も、マニフェストで「公平番号制度の導入」とかいつている。この政党の“人権感覚”を疑ってしまう。社民党もこの“問題の本質”をまるでわかっていない。なぜならば、国民ID番号カード制の導入は、運用の仕方しだいでは、市民的自由・人権を蝕む“凶器”、国民支配の道具にもなるからだ。

イギリスの新連立政権が、旧労働党政権が導入した国民ID番号カード制を廃止するとしたことは、歓迎すべき英断である。そこで、イギリスの国民ID番号カード制廃止の政策決定について、石村耕治PIJ代表に、CNNニュース編集局が緊急のインタビューに応じていただいた。

(CNNニュース編集局)

『連立政策協定』で確認された『市民的自由』確保策とは

~ 今回の保守党と自民党(LDP)との連立政策協定では、前労働党政権が導入した「国民ID

D番号カード制」の廃止や、監視カメラ濫設規制などを盛っていますが。もう少し詳しく教えてください。

(石村)イギリスの連立政権は、2010年5月6日に発足しました。そして、5月12日に、

31項目から成る『連立政策協定 (Lib-Con Coalition Agreement, Coalition :our programme for government)』を締結し発表しました。

協定第3【市民的自由 (civil liberties)】では、巻頭言でふれたように、前労働党政権下で弱体化された市民的自由の回復のための政策プログラム実施が盛られました。

ちなみに、連立政権は、「移民の流入規制とIDカード制廃止」をパッケージとしています。このことから、2006年ID【身分登録証明】カード法 (Id Cards Act 2006) に基づくIDカードに代えて、外国人には、2007年国境法に基づいて居住許可証 (Residents Permits) を発給することになります。

また、IDカード取得者は、EU域内は、パスポートに代えて、IDカードで通行できました。しかし、廃止後は、IDカードは無効となることから、パスポートで域内を移動することになります。

内務省所管の独立行政法人である「身分登録証明・旅券局 (IPS = Identity and Passport Service)」は、市民、外国政府、国境管理当局、空港管理当局へ、「IDカード制廃止関連法案 (政府立法案)」の議会通過・女王の裁可を得て成立した後に、法律の変更について通告することになっている。

また、IDカード廃止に伴い、「身分登録証明コミッショナー (Identity Commissioner)」の職務は廃止されます。身分登録証明コミッショナーは、2006年ID【身分登録証明】カード法の下で、IDカードに関する苦情処理などを担当するねらいで創設・任命された独立規制機関です。身分登録証明コミッショナー事務局 (OID = Office of the Identity Commissioner) も閉鎖されます。

~「国民ID番号カード制」の廃止案は、唐突に出てきた感じもしますが。

(石村) 2006年に、前労働党政権は、ID【身分登録証明】カード法 (Identity Card Act 2006) を制定し、国民全員に順次、身分登録番号カードを導入する政策を実施しました。(編集局注: CNNニュース55号では、イギリス労働党政権の「ID【身分登録証明】カード制導入」案を紹介した。参照願いたい。) しかし、当時野党であった保守党、さらに自由民主党 (LDP) は、その後の選挙で、政権を奪取した後は、人権侵害のおそれの強いIDカード制を廃止する

旨を政権公約としました (編集局注: CNNニュース55号、25頁参照)。したがって、政権公約を守っただけのことです。唐突に出てきたわけではありません。

ニック・クレグ (Nick Clegg) 副首相は、IDカード制廃止に関して、マスコミのインタビューに応じて、次のように述べています。

「このムダで、官僚発想的で、人権侵害的なIDカード制は、これまでの政権の害悪のすべてを象徴するような存在であります。早急にこのIDカード制度を廃止することにより、新政府は、閣僚になった者の身勝手な計画によって市民の自由を犠牲にするようなことはしない旨を約束するものです。」

「IDカード制を廃止し、国家身分登録台帳 (NIR) を廃棄することは、監視国家体制 (surveillance state) を解体するための重要な一歩です。IDカードは氷山の一角である。イギリス人の勝ち取ってきた自由を回復するための一連の急進的な改革のスタートです。」

~新政権では、どの省が、IDカード制廃止をすすめるのですか？

(石村) 内務省がすすめます。今回の下院総選挙で、勝利し、LDPと連立した保守党政権 (キャメロン党首・首相) は、保守党のセラ・メイ (Theresa May) 氏を内務大臣に就任させました。メイ内務相は、5月14日に、国家身分登録台帳 (NIR = National Identification Register) の廃止やDNAデータベースの廃棄を含む、「IDカード制の廃止」を言明しました。また、監視カメラ (CCTV) の濫設に規制をかける方針を打ち出しました。その理由は、監視カメラがテロリストや組織暴力の抑制にあまり効果がない。むしろ、人権面でのマイナス効果に配慮する必要があるとの認識に基づきます。こうした政策は、保守党のIDカード導入への反対、さらにはLDPの政権公約に盛られた人権擁護案を大幅に取り入れた結果でもあります。

~IDカード廃止法案はいつ頃議会へ出てくるのでしょうか？

(石村) メイ内務相は、5月27日に「IDカード制廃止100日プラン」を公表しました。ただ、連立政権は、「移民の流入規制とIDカード制廃止」をパッケージとしました。

イギリスでは、内閣が提出する法案は、議会上

院における議会開会式で行なわれる「女王の演説 (Queen's Speech)」のなかで明らかにされます。一般国民は、この演説を通じて政府がどのような法案を準備しているか知ることができます。

新政権誕生後 5月25日に開催された議会の女王の演説で、内務省が、「IDカード制廃止関連法案 (政府立法案)」を準備していることが明らかにされました (<http://www.number10.gov.uk/queens-speech/2010/05/queens-speech-identity-documents-bill-50641>)。

表1) 2010年5月25日のIDカード制廃止関連法案に関する「女王の演説」の概要

法案の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・IDカード制廃止関連法案 (以下「法案」) は、IDカードの廃止および不要となる法律の廃止を通じて、自由と市民的自由 (人権) を回復するために提出するものである。 ・法案は、法律の成立・施行に伴い、IDカードを廃止し、かつ、国家身分登録台帳 (NIR = National Identification Register) を廃止することにより、カード保有者から収集したすべての個人情報を廃棄するものである。
法案の主要な利点	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、市民に関しては必要最小限度の情報を保有すべきであり、かつ、可能な限り国家による人権侵害状況を元に戻すべきである。これによって、蝕まれた市民的自由 (人権) を回復することができること。 ・あらゆる制度廃棄費用を織り込んでみても、納税者は、これから4年間で約8,600万ポンドを節約できること。また、今後10年で、手数料のかたちで納税者に生じる8億ポンドを超える負担を節約できること。
法案の主要な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法案の議会通過・女王の裁可 (法案の施行) 後1ヵ月以内のすべてのIDカードを廃棄すること。 ・法案の施行後、IDカード発行を義務づけている法的な規定を無効とすること。 ・国家身分登録台帳 (NIR = National Identification Register) を廃止すること。 ・法案の施行後1ヵ月以内に、NIRに保有されたあらゆる情報を破棄すること。 ・身分登録証明コミッショナー事務局 (OID = Office of the Identity Commissioner) を閉鎖すること。 ・2006年IDカード法のなかにある、一般的に身元確認に使用されている身分証明書その他IDカードの使用に関係する罰則規定 (例えば、不正身分登録証明証の保有または利用の処罰規定) について、別途に法的な手当をすること。 ・すでにIDカードを保有している者に対する還付補償は行わないこと。

また、内務省が用意している法案は、つぎのとおりです。

表2) 内務省が用意したIDカード制廃止関連法案の概要

身元確認資料法案 (Identity Documents Bill)
この法案は、IDカードの廃止を目的とするもの。また、現在カードを保有する市民について国家身分登録台帳 (NIR = National Identification Register) に保管されているあらゆる個人情報を廃棄するもの。
警察改革・社会責任法案 (Police Reform and Social Responsibility Bill)
この法案は、警察の職務内容を一般市民へ開示することをねらいとしたもの。
自由 (抜本廃止) 法案 (Freedom (Great Repeal) Bill)
この法案は、市民に対する警察の影響力を制限することをねらいとしたもの。具体的には、DNAデータベースに情報入力されている人たちへの保護措置の強化、非暴力のかたちでの抗議活動をする権利の回復、および監視カメラ (CCTV) 利用規制の強化などが内容。

新政権は、「IDカード制廃止100日プラン」をベースに、来る8月までに、IDカード制廃止関連法案の議会通過をめざしています。

～翻って、わが国の民主党は、イギリスとはまったく逆で、共通番号を国民に振って、2013年までに国民IDカード【登録証】制を導入する政策を打ち出しましたが。

(石村) 仰せのとおり、わが国の民主党連立政権は、2013年までに国民IDカード【登録証】制を導入するとか・・・大蔵省出身の民主党議員で、内閣府の副大臣をしている国家戦略室長の古川元議員が、旗振役をしています。

だが、“ちょっとマッタ!!”です。政権を奪取する以前に4度も住基ネット廃止法案を出したのが民主党であったはず。この政党はまったく信用できません。こうした元役人で背番号管理論者に、国民の人権を丸投げしている民主党も大きな問題です。

古川氏は、「国民ID番号カード」導入案【日経2010年5月26日朝刊インタビュー記事】で、次のように言っています。

2013年度までに「国民ID番号カード」を導入し、“行政部門が預かる情報を国民が監視できるようにする・・・IDカードの共通番号は、番号を振るのが目的ではなく、国民が自分の情報を追跡できるようにするのが

ねらい、。

“行政が共通番号を使って集めた国民の情報を公開し、民間でも活用していく、”。

“IDカード制やレセプト（診療報酬明細書）のオンライン化は2013年为目标で、実現しない場合は、担当省庁の責任を問う、”と。

古川氏のような“若手、”に期待したい面も大きいところ。しかし、若い人に権力を持たせると、エラ～くなると勘違いして、暴走しがちなところが気になります。

郵便不正（障害者団体向け割引郵便制度の悪用をめぐる虚偽有印公文書作成）事件も同じです。この事件で、厚生労省の村木厚子元雇用均等・児童家庭局長が大阪地検特捜部で取り調べを受けました。取り調べにあたった若手の検事が、勝手に筋書きをつくり、事件をフレームアップし（でっち上げ）た疑いが濃くなってきています。裁判所は、検察が法廷に提出した証拠をほとんど採用しませんでした。これも、“若い人が権力を持つと、暴走する危険がいっぱい、”の典型といえます。

廃止が決まったイギリスの内務省が発行するDカード・サンプル



いずれにしろ、民主党は、政権奪取後は、豹変し、いまや“共通番号制（国民総背番号制）万歳、”、現代版通行手形である“国民IDカード制万歳、”です。・・・やはり、トップの顔が変わっても、国民の移動の自由を制限し、人権を蹂躪する政権には、政界から退場を願わないといけないのではないかと思います。

今回のイギリスの政権交代、“自由、”、“人権、”を大事にする新連立政権の誕生を歓迎したいですね。菅政権の「負の遺産」つくりをやめさせるためにイギリスに学びたいものです。

イギリス議会下院で、ID【国民登録証】カード廃止法案の本格審議始まる

イギリスの新【保守党・自民党】連立政権は、旧労働党政権が導入したID【国民登録証】カード制の廃止を政策の一つにかかげ、5月の総選挙に勝利した。

新政権は、新政権誕生後、「ID【国民登録証】カード廃止法案」（2006年IDカード法廃止法案）を議会に上程した。

イギリス議会は2院制をとっており、下院（庶民院）と上院（貴族院）からなる。また、法案審議においては、わが国が委員会中心主義をとるのに対して、イギリスは本会議【読会】中心主義をとる。

「ID【国民登録証】カード廃止法案」（2006年IDカード法廃止法案）の下院先議の法案である。2010年6月9日から、下院の第二読会で、審議がはじまった。

「ID【国民登録証】カード廃止法案」は、内務省が法案を用意している。いわゆる“政府提出法案、”である。議員提出法案ではない。このた

め、イギリスのIDカード制廃止を闘ってきた市民団体【NO2IDなど】は、法案の行方を注意深く見守っている。

とりわけ、新連立政権は、移民のイギリス国内への流入制限を打ち出している。このため、英内務省は、外国人居住者に対しては、引き続き「生体認証式の外国人居住許可証（Biometric Residence Permit）」制度を、“居住外国人ID【登録証】カード制、”をして維持する方針を打ち出している。

市民団体は、多元主義を基本とする現代イギリス社会の形成・発展にとり、“居住外国人ID【登録証】カード制、”の存続は、“有害”であるとの見解を明らかにしている。

このため、市民団体は、“居住外国人ID【登録証】カード制、”の廃止を含めた「ID【国民登録証】カード廃止法案」の修正、成立に向けた運動を展開、議員や政党への働きかけを強めている。

民主政権がめざす 「共通番号・IDカード制」とは？

—「戦略室共通番号制度検討会」と「内閣IT戦略本部」
が練る国民不在の電子政府構想を解剖する

PIJ 国民総背番号IDカード問題対策チーム

民主党政権は、現在、二つのツールを使った新たな「国民管理」【データ監視国家】の仕組みを構築しようとしている。新たな「国民管理」の2つのツールとは、新たな背番号（共通番号）と国民ID【国民登録証】カードである。

民主政権は、これら2つの監視ツールによって、「政府による全国民の個人情報の一元的管理」を目指している。個人の自由を尊重する政府システムとは、相容れない政策を実行しようとしている、といっても過言ではない。

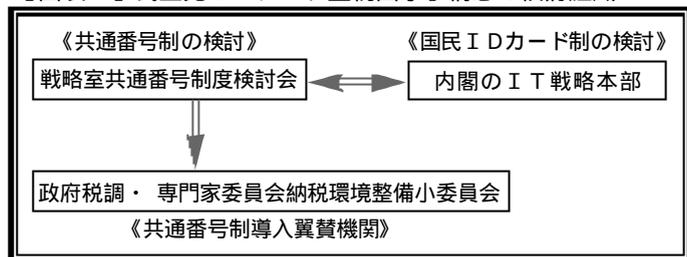
民主党政権は、新たな背番号（共通番号）については、平成22年2月8日に、内閣官房国家戦略室内に「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会（以下「戦略室共通番号制度検討会」
《<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/kai-gi/syakaihosyou.html>》）を設け、着々と準備をすすめている。

一方、国民ID【国民登録証】カードについては、平成13年1月に内閣に置かれ、現在まで継続している「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（通称「IT戦略本部」）」が、構想をねってきている。国民IDカード導入問題については、あまり表面に出てきていないが、IT戦略本部では、共通番号が導入されることを前提に肅々と検討をすすめている。

戦略室共通番号制度検討会は、「政治主導」とかいうキャッチで、国民・納税者には、まったく議論させない、あるいは自分らに都合のよい賛成派の連中を呼んで意見を聴くという、自民政権時代以上に「密室政治主導」のやり方だ。

また、御用学者の雁首を並べた審議会（税制調査会 専門家委員会納税環境整備小委員会・三木義一小委員会座長）を開かせて「背番号カード制導

【図表1】民主党の「データ監視国家」構想の検討組織



入」のサポーター役を演じさせている。

この小委員会には、背番号カード問題の専門家は一人もいない。ということは、御用聞き知識人を集めた財務省の翼賛的な組織である。戦略室共通番号制度検討会あるいは財務省の出した結論に合わせてダンスする「喜ばせ組」である。

「番号のあり方」の論点整理

民主政権は、国民監視ツールとしてある新たな「番号」を導入することでは一致している。しかし、どのようなかたちの番号が最適なのか（「番号のあり方」）については、府省間にはかなりの温度差がある。必ずしも見解の一致をみていない。

内閣官房IT担当室は、戦略室共通番号制検討委員会第3回会合（平成22年3月15日）に、『【資料】電子行政の視点からの検討』を提出している。このなかでは、つぎのように、論点整理を行っている（3頁）。

電子行政の視点からの検討」課題例

「番号」を利用する対象分野

社会保障分野、税分野に限定するか、本格的な電子行政、特に利用者利便に資するワンストップサービスの実現を目指して広範囲の分野に拡大するか

<p>「番号」によるデータ連動方式（同一番号か異なる番号か）</p> <p>社会保障分野、税分野等各分野に同一の番号を付すか、分野別に異なる番号を付し、何らかの仕組みで異なる番号を連携させるか</p>
<p>「番号」を知りうる者の範囲</p> <p>社会保障・税に関する番号は、「本人と関係行政機関以外の第三者が知りうる番号」として整備するか、「原則として本人と関係行政機関のみが知りうる番号」として整備するか</p>
<p>個人に対する税額控除</p> <p>誰が付番するか、誰がデータ連動の管理を行うのか 個人情報保護のためにどのような制度・システムを設けるのか</p>

以上のような論点を踏まえたうえで、各府省の「番号」についての見解を点検してみたい。

総務省の『番号に関する原口5原則』

戦略室共通番号制検討委員会第3回会合（平成22年3月15日付）に、総務省が『番号に関する原口5原則』（平成22年4月5日付）を提出している。ここでは、オーストリアの電子政府構想を参考にして、独自の提案をしている。

オーストリアの番号制では、ソースPIN（source personal Identification number, Stammzahl）と 分野別限定番号（ssPIN=sector specific personal Identification numbers）の採用、これらの番号の生成・付番・利用等における 第三者機関〔データ保護委員会、DSK = Datenschutzkommission〕に特別な役割を担当させている点が特徴である。

内閣官房IT担当室（事務方）の方向性

さきにあげた内閣官房IT担当室が作成した『【資料】電子行政の視点からの検討』を読むと、必ずしも「分野別限定番号（ssPIN）」（セクトラルモデル）の採用には積極的に賛成していないことがわかる。むしろ、効率的な電子行政実現の立場から、データ連動（データ・マッチング）を効率的に行える番号（共通番号？）制度（フラットモデル）、IDカード制度の必要性を暗に説いている（14頁）。

番号内閣官房IT担当室がイメージしているのは、住民票コード以外の“官民にまたがり、かつ、多分野で共用する”、「共通番号」の導入であ

ろう。

つまり、さまざまな行政分野のデータベース（DB）に格納された広範な国民情報に公権力がアクセスできる“マスターキー（共通番号）”をつくる必要性を説いているわけである。共通番号を使い、さまざまな行政分野のデータベース（DB）に格納された広範な国民情報に公権力が容易にアクセスできるマスターキー導入の必要性をうたっている。

「納税者番号」を例にしてみれば、多くの国々で採用する納税者番号は、わが国の現行の“納税者整理番号”的な性格のものである。つまり、原則として、納税者本人と課税庁のみが知りうるような性格の番号である。しかし、『【資料】電子行政の視点からの検討』を読む限りでは、財務省の意向を反映してか、内閣官房IT担当室や示唆する「納税者番号」は、“納税者整理番号”をイメージしていない。内閣官房IT担当室がイメージしているのは、“官民にまたがり、かつ、多分野で共用する”、「共通番号」の導入である。給与の支払や銀行口座の開設などにも使える汎用の納番の導入をイメージしている（この点についてはのちに詳述する）。

民主党のデータ監視国家構想のツール：新たな背番号と国民IDカード

すでにふれたように、民主党政権が、二つのツールを使って、新たな“国民管理”の仕組みを構築しようとしている。これらのツールとは、新たな背番号（共通番号）と 国民ID【国民登録証】カードである。

これら二つのツールのうち、新たな背番号（共通番号）については、民主党の『マニフェスト（政権公約）』に盛り込まれ、今日にいたっている。

もう一方の 国民ID【国民登録証】カードは、自民政権時代から産官学で推進してきた構想を一步すすめたものといえる。

国民IDカード導入問題については、IT戦略本部という“別動部隊”で議論を重ねている。このため、番号問題と切り離されたかたちで検討されてきている。こうしたこともあり、あまり表面に出てきていないが、IT戦略本部では、“共通番号”が導入されることを前提に粛々と検討をすすめている。

IT戦略本部は、国家が市民の生涯診療情報を含めた広範な個人情報を集めて管理することは当

然とし、市民が役所の持つ自己情報を確認するツールとしてIDカードを位置づけている。

しかし、本来、「国家は必要以上に国民の個人情報収集しないとする」スタンスが、自由な市民社会を構築するうえでの鉄則のはずだ。こうみると、国民IDカード制は、使い方を誤ると、国民の移動の自由を束縛する“現代版電子通行手形”と化す可能性が高い監視ツールになる。

ちなみに、イギリスで5月に誕生した新連立政権（保守党・自民党連立）は、「国家が必要以上に国民の個人情報を収集しない方針」を打ち出した。そして、前労働党政権下で導入した国民IDカード制を、“恒常的な人権侵害装置”であるとして、廃止を決定した。わが国でも、こうした監視ツールの導入を許してはならない。

民主政権の新たな共通番号制度検討の発端

民主党政権が、最初に新たな共通番号カードの導入をうたったのは、2009年衆院選の際に作成・配布した同党の『マニフェスト（政権公約）』である。

衆院選で勝利し誕生した民主中心の連立政権は、平成21年12月22日に、「平成22年度税制改正大綱」を発表した。この第3章で「1. 納税環境整備：（3）社会保障・税共通の番号制度導入、（6）納税環境整備に係るPTの設置」などをうたった。

重要なポイントを抜粋して並べてみると、つぎのとおりである。

平成22年度税制改正大綱【平成21年12月22日】(抜粋)

第3章 各主要課題の改革の方向性
 1. 納税環境整備
 (3) 社会保障・税共通の番号制度導入
社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。
 番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、・・・歳入庁が適当であると考えます。
以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が必要なことは言うまでもありません。
 (6) 納税環境整備に係るPTの設置
 以上、(1) 納税者権利憲章（仮称）の制定、(2) 国税

不服審判所の改革、(3) 社会保障・税共通の番号制度導入、(4) 歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム（PT）を設置します。特に、(1)(2)(3)については1年以内を目途に結論を出します。

なお、社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会のPTと並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。

2. 個人所得課税

(1) 所得税

改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

民主政権の新たな背番号制度を検討している「国家戦略室番号制度検討会」

上記平成22年度税制改正大綱には、「社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会のPTと並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。」と盛り込まれている。

“共通番号を付番・管理主体が、新たに創設が計画されている歳入庁（現在の国税庁＋社会保険庁の合体）”になるかどうかは、この大綱を書いた財務省役人の勇み足のようにみえる。しかし、新たなID（国民登録証）番号カード制度は、政府税調のPT〔専門家委員会納税環境整備小委員会〕はなく、内閣官房国家戦略室が主導してつくる方針がはっきり打ち出された。

この方針にそって、内閣官房国家戦略室に、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会（「戦略室共通番号制度検討会」）」が設けられた。戦略室共通番号制度検討会のメンバーは、つぎのとおり。

社会保障 税に関わる番号制度に関する検討会メンバー
(2010年5月末現在)

菅 直人	副総理 兼 財務大臣
平野博文	内閣官房長官
仙谷由人	国家戦略担当大臣
原口一博	総務大臣
長妻 昭	厚生労働大臣
古川元久	国家戦略室長 兼 内閣府副大臣
松井孝治	内閣官房副長官
渡辺 周	総務副大臣
峰崎直樹	財務副大臣
長浜博行	厚生労働副大臣
尾立源幸	参議院議員(オブザーバー)

この方針のもと、内閣官房国家戦略室に「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会(「戦略室共通番号制度検討会」)」が立ちあげられ、平成22年2月8日に、第1回会合が開かれた。4月末までに、以下の日時に、5回開催されている。

社会保障 税に関わる番号制度に関する検討会開催日時

第5回会合(平成22年4月21日): 田近栄治(一橋大学教授)、岡村幸四郎(川口市長)からヒアリング
第4回会合(平成22年4月7日): 田中直毅(背番号管理大賛成評論家)、安田純子(野村総研番号制研究家)からのヒアリング
第3回会合(平成22年3月15日)
第2回会合(平成22年2月22日)
第1回会合(平成22年2月8日)

社会保障 税に関わる番号制度に関する検討会についての懇談会

平成22年5月8日: 中間とりまとめに向けた会合

政府税調・納税環境整備小委員会

すでにふれたように、平成22年度税制改正大綱には、「社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会のPTと並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。」と盛り込まれている。

このことからわかるように共通番号導入の検討については、戦略室共通番号制度検討会が政治主導を進める旨を明らかにしている。政府税調・納税環境整備小委員会(三木義一小委員会座長)は、御用審議会・サポーターとして、戦略室共通

番号制度検討会が出した結論に翼賛するように求めているだけである。

政府税調 納税環境整備小委員会メンバー

(委員)	
関口 智	立教大学准教授
辻山栄子	早稲田大学教授
中里 実	東京大学教授
三木義一	青山学院大学教授
(特別委員)	
上西 左大信	税理士
占部 裕典	同志社大学教授
小幡 純子	上智大学教授
志賀 櫻	弁護士

民主政権のID(国民登録証)カード制度を検討している「IT戦略本部」

戦略室番号制度検討会は、新たな「国民背番号(共通番号)の導入」を検討しているグループである。一方、国民背番号を格納する「ID(国民登録証)カードの導入」を検討しているグループがある。平成13年1月に内閣に置かれ、現在まで継続している「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(通称「IT戦略本部」)」である。内閣官房には「通信情報技術〔IT〕担当室」が置かれており、IT戦略本部の事務などを担当している。

IT戦略本部の国民ID【国民登録証】カード導入構想

社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図りつつ、個人情報保護を確保し府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、2013年までに国民ID制度を導入する。

併せて、行政機関による運用やアクセスの状況を監視する第三者機関の創設、公的ICカードの整理・合理化を行う。また、インターネットを通じて利便性の高いサービスを提供するため、民間IDとの連携可能性を検討する。

IT戦略本部が『新たな情報通信技術戦略(案)』【平成22年5月】のなかで「分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現において、「社会保障の安心を高め、税と一体的に運用すべく、電子政府の共通基盤として、官民サービスに汎用可能な国民ID制度の整備を行うとともに、自己に関する情報について、政府及び自治体において、本人が監視・コントロール

できる制度及びシステムを整備する」とうたっている(3頁)。そして、さらに、【具体的な取組】「国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備」として、つぎのような構想を打ち出している(4頁)。

「IT戦略本部」って何?

IT戦略本部(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)は、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」25条に基づいて内閣に置かれている組織である。

IT戦略本部は、「情報通信技術(IT)の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する」ことがねらいとされる(基本法1条)。

IT戦略本部のメンバーは、本部長(首相)と副本部長、本部員【本部長以外のすべての国務大臣と首相が任命する有識者】からなる(基本法30条)。現在の構成メンバーはつぎのとおりである。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 メンバー

【本部長】	内閣総理大臣
【副本部長】	内閣府特命担当大臣(科学技術政策) 内閣官房長官 総務大臣 経済産業大臣
【本部員】	他のすべての国務大臣及び有識者
《有識者》	
安西 祐一郎	慶應義塾大学理工学部教授
大坪 文雄	パナソニック株式会社代表取締役社長
國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部長
佐伯 昭雄	宮城県中小企業団体中央会会長、 東北電子産業株式会社代表取締役会長
佐々木 かをり	株式会社イーウーマン代表取締役社長
千葉 光行	前市川市長
三浦 惺	日本電信電話株式会社代表取締役社長
村上 輝康	株式会社野村総合研究所シニア・フェロー
安田 浩	東京電機大学教授、総合メディアセンター長
渡辺 捷昭	トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長
(注)上記のほか内閣官房副長官(政務及び事務) 規制改革会議議長、公正取引委員会委員長、評価専門調査会会長及び重点 点検専門調査会会長が本部会合に出席	

IT戦略本部が、これまで検討してきた事項等は、つぎのとおりである(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>)。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
第53回議事次第(H22.5.11)
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
第2回企画委員会(H22.4.22)
第3回デジタル利活用のための重点点検専門調査会議
事次第(H22.3.26)
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
第1回企画委員会(H22.3.24)
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
第52回議事次第(H22.3.19)
平成21年度 第3回医療評価委員会
(H22.1.22)
次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチ
ーム 中間報告書(H21.12.21)

電子政府構想とプライバシーの保護

電子政府あるいは行政サービスの電子化とプライバシーの保護は、先進各国でも重い課題となっている。電子政府構想を推進するにあたり諸外国で採られているプライバシー保護対策は、大きく次の3つ(フラットモデル・セパレートモデル・セクトラルモデル)に分けられる。

フラットモデルとは

フラットモデルとは、プライバシー保護などはあまり考えずに、統一的識別番号(unified PIN)を多様な分野、官のみならず民のデータベース(DB)にも汎用(多目的利用)する方式である。アメリカの社会保障番号(SSN)が典型といえる。成りすまし犯罪対策上最悪の方式といわれる。

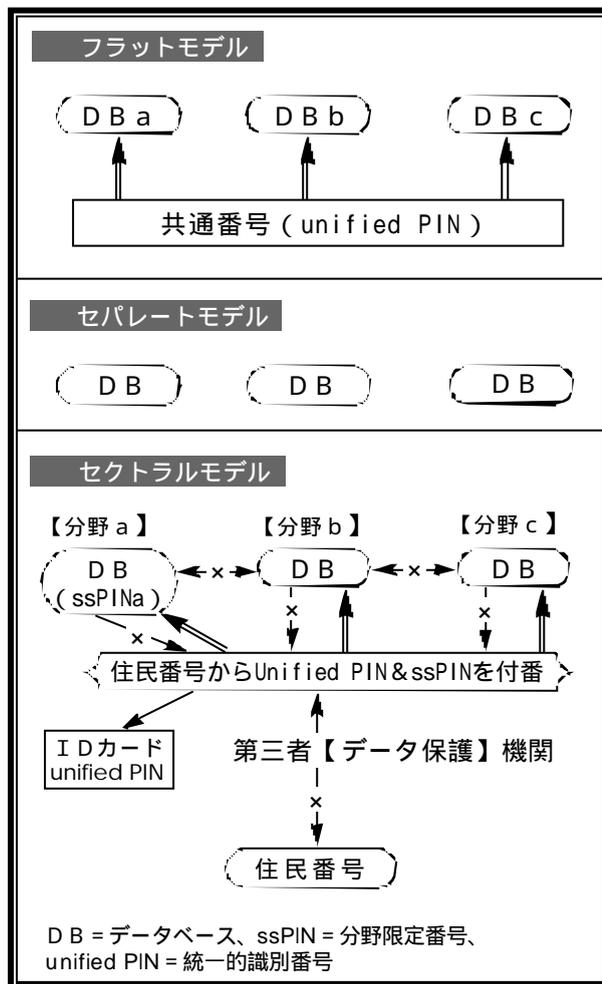
セパレートモデル

セパレートモデルとは、各分野別の限定番号を使ってデータベース(DB)を構築する方式である。分野相互の間での情報の連携(結合・照合)は、禁止される。ドイツで採用されている。プライバシー保護対策上、最も好ましい方式である。他方、分野相互の間でのDB格納情報の連携(結合)ができないことから、利便性の面で難点があるとされる。

IT戦略本部がこれまで検討してきた事項

セクトラルモデル

セクトラルモデルは、プライバシー保護が難しいフラットモデルの難点と、セパレートモデルの利便性の悪さを克服するねらいで、電子的な工夫でつくられたモデルである。オーストリアで採用されている。例えば、分野aにある各種行政機関(a1, a2, a3...)内では「ssPINa」が使われ、分野bにある各種行政機関(b1, b2, b3...)内では「ssPINb」が使われる。したがって、分野を越える直接のデータ連携(結合・照合)は、原則として禁止される。データ連携(結合・照合)は、第三者〔データ保護〕機関の許可(スクリーニング)がある場合にのみ、例外的に許されることになる。



「番号」を使って所得把握することの「特質」

所得の把握に「番号」を使うとする。法定調書の提出をとってみても、番号を各個人と行政機関との間に限って使うというわけにはいかない。市

民は、民間会社に勤務する場合、証券会社や金融機関との取引をする場合には、所得把握に、当初、可視的な番号を民間で提示(告知)することにならざるをえない。このことは、セクトラルモデルを採用したとしても、納税者番号については、「別枠」として制度構築をせざるをえないことを意味する。

実際、セクトラルモデルの番号制を採用するオーストリアにおいても、「社会保険カード」の券面に記載されている目に見える社会保障番号を「別枠」で構築、利用している事実がある。

民主政権の新たな背番号(共通番号)構想の罨

民主政権は、共通番号とIDカード制の導入プランを着々と練っている。しかし、グランドデザインは、いまだ不透明である。

個人のプライバシー保護を優先すべきであるのは当然としても、共通番号の導入は、その使い方次第では、個人情報や番号情報漏えいのリスクと隣り合わせの社会をつくることになる。

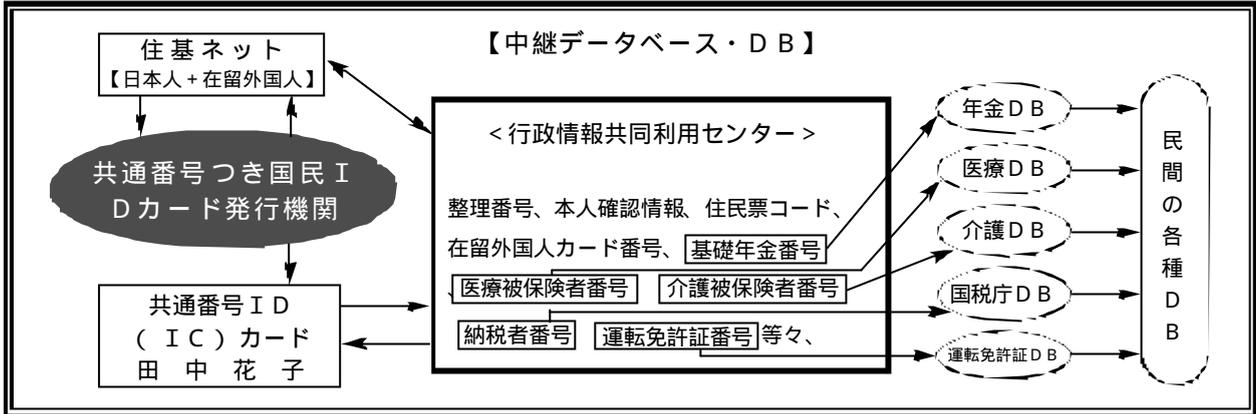
とりわけ、納税者番号(所得把握)に共通番号を使うことは、共通番号を「目に見える番号(可視的な番号)」として使わざるを得ず、番号情報がちまたに垂流しになることは避けられない。「成りすまし犯罪」で手がつけられなくなる社会になる恐れもある。

IDカードについても、民主政権は、「国家が共通番号(マスターキー)を使って全国民の幅広い個人情報を管理すること(個人情報の公有化)が正しい」という前提にたって制度構築をしようとしている。国民に対して、共通番号を格納した自己のIDカードの提示(告知)に応じれば、各種データベースにある自己情報を見せてやるという構図を描いている。しかし、本末転倒である。個人情報は、各個人(情報主体)の財産である。国家の財産ではない。わが国は、個人情報を公有化できる社会主義のような体制を敷く国家ではないはずである。

国民は誰しも、「IDカードを携行・提示(告知)しないと市民生活できない社会」などの実現を望んでいない。

共通番号の「個人用の納税者番号」として利用することとは

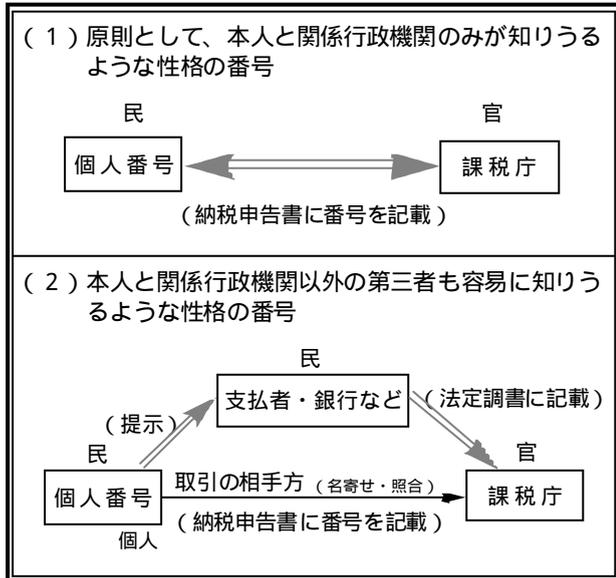
【図表2】共通番号つきIDカード構想のイメージ



「納税者番号」は、大きく“個人用”と“個人外（法人や任意団体など）用”とに分けることができる。昨今、とりわけ導入するとすればどの方式を選択するかが問題になっているのは“個人用”の納番についてである。

また、納税者番号の利用範囲（「番号」を知りうる者の範囲）について、戦略室共通番号制度検討会（第3回）会合に内閣官房IT担当室から提出された『【資料】電子行政の視点からの検討』の中では、次の二つをあげている（9頁）。

【図表3】番号を知りうる者の範囲



つまり、現在、各税務署が納税者ごとに付番している「納税者整理番号」が、(1)の例にあたるといえる。

しかし、戦略室共通番号制度検討会（第3回）資料では、番号を、官民を問わず、給与の支払や金融口座開設、利子や配当支払の際の源泉課税などに限らず、健康保険受診などに関する情報収

集・管理に使うことを想定している。

したがって、番号は、“税務”分野のみならず、“社会保障”分野など、民間企業取引や医療機関などにも共通して使えるものをイメージしている。つまり“官民にまたがり、かつ、多分野で共用する”「共通番号」の導入を目指している。

言い換えると、政府が想定している「共通番号」は、前記(2)「本人と関係行政機関以外の第三者（他の行政機関や民間機関など）も容易に知りうるような性格の番号」の導入を目指している。

しかも、戦略室共通番号制度検討会（第3回）前記【資料】において、共通して使われる番号（共通番号）は、「容易に確認できるように『目で見える番号』である〔ことが〕必要」としている。つまり、“個人から提示を受けた番号を相手方が正確であることが簡単に確認できる、可視的な【目で見える】番号”を想定している。

言い換えると、例えば、課税が関係してくる支払等の場合には、支払を受ける者が自己の番号を提示し、支払者がそれを目で確認し、その番号でデータベース(DB)を管理し、かつ、各種法定資料などその番号記載できるようにする仕組みを想定している。したがって、今ある納税者整理番号のように、本人と関係行政機関（課税庁）のみが知りうるような性格の番号の導入は想定していない。

こうした納税者番号の仕組みでは、市民は、民間会社に勤務する場合、証券会社や金融機関との取引をする場合で所得把握（課税）が関係してくるときには、可視的な共通番号を民間で提示（告知）することにならざるをえない。

また、各所へ提示（告知）した共通番号が、犯罪集団などへ垂流しになっても、情報主体は、追行するのはほとんど不可能である。

共通番号の「納番」利用で、“成りすまし犯罪者天国”化は必至

現在、わが国には、さまざまな番号制が存在する。可視的な番号としては、基礎年金番号やパスポート番号、運転免許番号などがある。これらはいずれも「分野別限定番号（ssPINs）」である。つまり、「汎用の共通番号（multiple use PINs）」ではない。

アメリカなどが“成りすまし犯罪者天国”化しているには、可視化した共通番号を官民で汎用していることが原因である。政府の番号制度検討会では、こうした問題に触れようとしない。意図的に回避している。

しかし、例えば、住民票コードを可視化して官民で汎用したら、住民票コードが垂れ流しになり、成りすまし犯罪で手が付けられなくなる。これは、新たに「共通番号」をつくる場合にもあてはまる。

基礎年金番号、パスポート番号、運転免許証番号は、「分野別限定番号（ssPINs）」である。特定の分野だけにしか使えないから、目に見えるこの番号を盗んでも、他の分野のデータベースに格納された個人情報にアクセスすることは不可能である。言い換えると、基礎年金番号、運転免許

【図表4】 住民票コードと基礎年金番号などの可視性

住民票コード	<ul style="list-style-type: none"> 原則として本人と市町村等データ保有機関のみが知りうる番号 利用範囲は法令で制限 コードは住基カードの表面に表示されない【目では見えない】
基礎年金番号	<ul style="list-style-type: none"> 原則として本人と年金関係機関その他雇用主など提示を受けた者が知りうる番号 利用範囲は法令で制限 年金証書、年金手帳に記載【目でみることが可能】
パスポート番号	<ul style="list-style-type: none"> 本人と発行機関、交付機関、提示を受けた官民の機関が知りうる番号 利用範囲について法令で制限なし パスポート内に記載【目でみることが可能】

証番号が、共通番号として汎用されているとしたら、個人情報窃盗犯は、必死になって番号を入手しようとするに違いない。

民主政権は、国民を、共通番号を使った犯罪者の“餌”にかけてはならない。民主政権には、将来の世代に「負の遺産」を残さないよう責任が問われている。

税・社会保障の共通番号に係る国の検討状況

民主党マニフェスト（平成21年衆院選）：税・社会保障共通の番号の導入
 厳しい財政状況の中で国民生活の安定、社会の活力維持を実現するためには、（略）不要あるいは過度な社会保障の給付を回避することが求められます。このために不可欠となる、納税と社会保障給付に共通の番号を導入します。

平成22年度税制改正大綱（抄）平成21年12月22日閣議決定
 社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

税制調査会

設置：内閣府（平成21年9月29日～）
 根拠：税制調査会の設置について（閣議決定）
 平成22年度税制改正大綱

納税環境整備PTの設置

納税者権利憲章（仮称）の制定、社会保障・税共通の番号制度導入、等について1年以内を目途に結論

菅副総理兼財務大臣インタビュー記事
 （平成22年2月1日：朝日新聞）

来年（平成23年）の通常国会に法案を提出したい
 税や福祉の分野には、公平性や透明性が必要だと

第27回（平成22年1月28日）

というのは当然の話
納税者番号と社会保障番号は、ほとんどの先進国
で導入
メリットやデメリット、費用などを国民に示し、専
門家に議論してもらおう。その作業に入るのは今年
(平成22年)後半

鳩山総理大臣本会議答弁
(平成22年2月3日：讀賣・中日新聞)

納税者番号制度の導入は、社会保障制度の効率化
に不可欠なインフラ
一年以内に検討を進め結論を出したい

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

設置：内閣官房国家戦略室(平成22年2月8日～)
根拠：平成22年度税制改正大綱

第1回企画委員会(平成22年2月8日)

関係各省において、制度設計の検討を開始
5月までに複数案、平成25年度導入を目指す
(新聞各紙)
・税金を取るためではなく、サービスを受ける立
場からみて必要(菅副総理)
・プライバシーが最も留意していかないといいな
い論点(古川内閣府副大臣)

第2回企画委員会(平成22年2月22日)

厚生労働省、財務省、総務省がそれぞれの分野にお
ける番号の利用の現状・課題について説明
・住基ネットが一番幅広く付いている番号である
ことは事実(古川内閣府副大臣)

第3回(平成22年3月15日)

番号に関する原口5原則
権利保障の原則、自己情報コントロールの原則、
プライバシー保護の原則、最大効率化の原則、
国・地方協力の原則
総務省が住基ネットについて説明

第4回(平成22年4月7日)
第5回(平成22年4月21日)

有識者からヒアリング

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会につ
いての懇談会(平成22年5月28日)

中間とりまとめにむけた検討

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)

設置：内閣府(平成13年1月6日～)
根拠：高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

第52回(平成22年3月19日)

企画委員会(副大臣級会合)の設置
情報通信技術戦略に関する重要事項の検討、施策の
進捗管理等を政治主導で実施
「新たな情報通信技術戦略」骨子案について

第1回企画委員会(平成22年3月24日)

「新たな情報通信技術戦略」骨子案について
重要施策と具体的な取組(例)
・国民ID制度の整備：社会保障・税共通の番号制
度

第2回企画委員会(平成22年4月22日)

「新たな情報通信技術戦略」案について

第53回(平成22年5月11日)

「新たな情報通信技術戦略」を公表
・国民本位の電子行政の実現
個人情報を確保し府省・地方自治体間のデータ連携
を可能とする電子行政の共通基盤として、平成25
年までに「国民ID制度」を導入
平成22年5月を目途に具体的な取組のスケジ
ュール、担当府省等を明記した工程表を策定

【コラム：「共通番号付国民IDカード」で「安心・安全」は本末転倒】

国民IDカードについても、菅民主党政権は、「国家が共通番号(マスターキー)を使って全国民の幅広い個人
情報を管理すること(個人情報の公有化)は、電子政府時代の流れ」という前提にたつて制度構築しようとしてい
る。IC仕様の共通番号付IDカードには電子認証(電子署名)機能が搭載されており、各国民は、カードの提示
(告知)をすれば、各種データベースにある自己情報を見ることができるといふ構図を描いている。だが、本末転
倒である。個人情報は、各個人(情報主体)の財産である。国家の財産ではない。わが国は、個人情報を公有化で
きる社会主義のような体制を敷く国家ではない。

民主党政権の共通番号と国民IDカードを使った「国民を総監視・総管理する体制」が構築されれば、私たちの
プライバシーが丸裸にされる危険性は格段に高まる。自民党はもとより、社民党もマニフェストで「公平番号制度」
の早期導入を主張しており、人権感覚を疑わざるをえない。

ドイツの電子政府制度と 分野別限定番号制

— 共通番号は憲法違反の国情

PIJ 国民総背番号 IDカード問題対策チーム
座長 石村耕治

はじめに

ドイツは連邦制をとる国家である。連邦、州、地方団体には、さまざまな行政登録台帳、行政データベース（電子行政台帳）が置かれている。これらの紙製登録台帳ないし行政データベース（電子行政台帳）において、個人や法人の情報は、何らかの識別番号を用いて収集・保存・管理されている。

第1 ドイツの行政データベースにおける分野別限定番号制採用の背景

ドイツの行政データベース（電子行政台帳）における個人の識別番号としては、複数の「分野別限定番号制（ssPINs=sector specific personal identification numbers）」を採用しているのが特徴である。すなわち、分野別（社会保障・年金・納税・教育・ビジネス等々）の複数の限定番号を採用する方式を採ってきている。

一方、北米（アメリカ・カナダ）や北欧諸国（スウェーデン・フィンランド・デンマークなど）が採用する、さらにはわが国の菅政権が提案しているような、多分野で利用する〔汎用の〕「統一的な共通番号制（unified PIN=one unified personal identification numbers）」を採用していない。

1 部門別限定番号を採用する理由

ドイツは、共通番号制（unified PIN）を採用していない。複数の分野別限定番号制（ssPINs）を採用している。これには、つぎのような背景がある。

表1) ドイツのssPINs採用の理由

連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）が、1984年の国勢調査に汎用の共通番号を利用することは違憲となる可能性がある旨の示唆を含んだ判決（Volkszählungsurteil）、および、この判決に基づいた汎用の共通番号の導入は基本法（憲法）上ゆるされないとする連邦議会（Deutscher Bundestag）の解釈

旧東ドイツでは、中央民事登録台帳と個人識別番号制を採用していた。しかし、東西ドイツの統合条約において、国民監視システムの象徴とも見られていた東ドイツの双方の制度は廃止された事実。

2 分野別限定番号制（ssPINs）の利点

ドイツの行政データベース（登録簿）においてはそれぞれ、国民各人の個人情報を、複数の分野別限定番号（ssPINs=sector specific PINs）を使って管理している。また、これらの番号は、データシステムのにも連結（データマッチ）しないかたちになっている。これは、すでにふれたように、共通番号（unified PIN）の導入は、人格権の侵害につながり、憲法違反であるとの認識に基づく。

ドイツの行政データベース（電子行政台帳）は多様である。身分証明（ID）カード・データベースやパスポート（査証）データベース、運転免許証データベースのように、極めて身近なデータベースであっても、そのカード〔証票〕発行番号ないし識別番号をほとんど意識しないで使われている。

さらに、これら分野別番号として一般的に知られているものとしては、「健康保険番号」、「徴兵者番号」、連邦労働局の「顧客番号」、2007年に導入された出生時に付番・発給される「連邦納税者番号（Steueridentifikationsnummer）」な

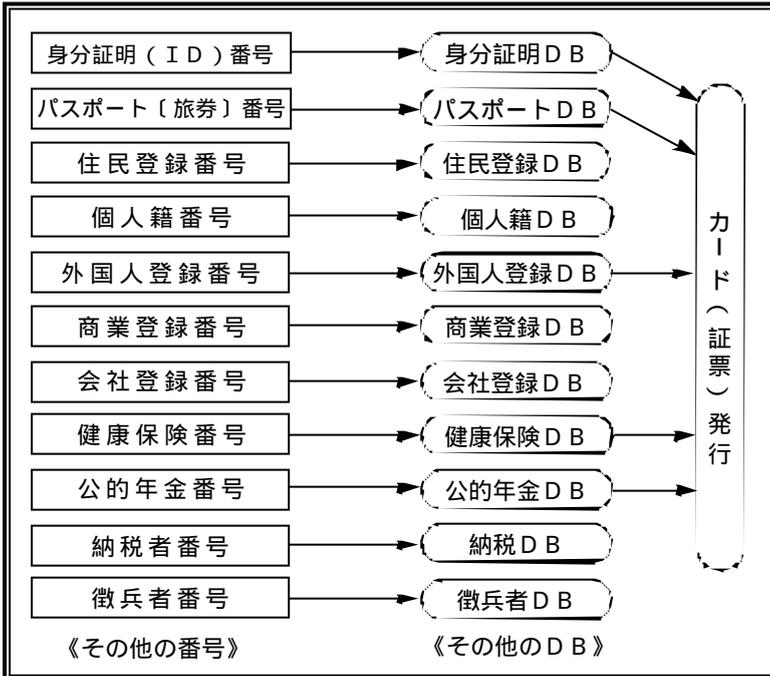
どがある。これらの番号も、実際の業務の場面では、あまり注目されない。

この背景には、こうした番号が、分野別となっており、他のデータベースとはリンクしないかたちになっているからである。他人に漏れても、それぞれの分野でしか使うことができず、データセキュリティ上も、汎用の共通番号と比べると安全・安心なことがある。

ったとしても、データマッチングの危険性が極めて低いことがあげられる。

ちなみに、わが国の共通番号（unified PIN）構想については、ドイツ連邦憲法裁判所で争われた場合には、先例〔1983年判決（BverfGE65, 1: census）〕に準拠し、自己情報のコントロール権（プライバシー権）を侵害するものとして、憲法違反と判断されるものと解される。

表2) ドイツの分野別限定番号 (ssPINs) とデータベース (DB) の仕組み



マスターキーのような機能を持つ共通番号 (unified PIN) とは異なり、分野別の限定番号 (ssPINs) は、他人の手に渡って、その番号を使ってほかの分野のデータベースへ侵入することができない。ドイツは相当数の人口を有するものの、番号を不正利用した“成りすまし犯罪”問題は深刻でない。

これに対して、共通番号 (SSN = 社会保障番号) を採用しているアメリカでは、“成りすまし犯罪 (identity theft)” が深刻で、手がつけられない状態にある。

この違いは、明らかに、ドイツが各種のデータベースの管理に分野別の限定番号 (ssPINs) を使っていることにあるものと解される。すなわち、分野別限定番号制のもとでは、ひとつの限定番号を入手したとしても、その番号では、他の分野の DB にはアクセスが難しく、芋づる式に多様な個人情報を手に入れることができないという事実がある。言い換えると、番号の不正利用や漏えいがある

第2 ドイツにおける各種のデータベースと識別番号

連邦国家であるドイツにおいては、連邦、州および地方団体は、さまざまな行政データベース (電子登録台帳) を設置し、識別番号を使って本人確認をし、法定情報を収集・保存・頒布・管理している。主な紙製登録台帳ないしデータベース (電子台帳) を挙げて、以下にその概要を説明する。

1 身分証明 (ID) カード制度

ドイツでは、16歳以上の市民は、身分証明カード (Personalausweis, Personal Identity Card) を保持するように義務づけられている。しかし、旅券 (Reisepass) で代替可能である。導入は、1930年代にまで遡る。これまで、約6,000万枚の紙製のカードが発行されている。1987年以降、IDカードは、ID-2-フォーマット (74mm × 105mm) の規格で発行されている。表面には、写真と保有者の署名、氏名、博士号〔有する場合〕、生年月日と出生地、国籍、カード発行番号 (連番)、失効日〔24歳未満の場合には6年間、24歳以上の場合には10年間有効、再発行の場合を除き無償。再発行費は13ユーロ〕、が記載されている。また、裏面には、住所、背丈、眼の色、発行日、発行主体が記載されている。ちなみに、カードの交付主体は、この事務を担当する保有者の住所地を管轄する地方団体 (市) である。一方、発行主体は、連邦内務省である。政府印刷局 (Bundesdruckerei) に依頼して作成・発行している。官民双方で利用できる。

カード発行番号 (連番) は、重複していない。

現在、住民登録範囲法（MRRG=Melderechtsrahmengesetz）2条によると、住民登録台帳に搭載すべき個人情報、つぎのとおりである。

表4) 現行の住民登録台帳搭載事項

<p>・氏、・以前の氏、・名、・博士号、・通称/芸名、・出生場所および生年月日、・性別、・後見人（氏名、博士号、住所、生年月日、死亡日）、・市民権、・法的に信徒となっている信仰団体、・現在および以前の住所、主たるおよび従たる住居ならびに海外からの移住者の場合にはその国での最後の住所、・移住した日時、・家族関係、結婚した夫婦ないし事実婚の場合には、結婚した場所および年月日もしくは同棲関係に入った年月日、・配偶者ないし同棲相手（氏名、生年月日、死亡日）、・未成年の子ども（氏名、生年月日、死亡日）、・身分証明カード/パスポートの発行当局、発行日、有効期限および発行番号、・通信手段の切断、死亡の場所および年月日</p>

(2) 住民登録簿による本人確認

さらに、住民登録範囲法2条2項では、選挙人名簿の作成のように、特別の目的での必要な情報の収集・保存を認めている。

住民登録に関する州法では、追加的な情報の収集およびその手続について定めを置いている。ほとんどの州では、住民登録を所管する当局が登録者別に索引番号を付すことを認めている。これらの番号は、住民登録目的でのみ使用が認められており、共通番号として使用することは認められていない。

地方団体が、登録簿へ個人情報を搭載する場合で、その本人確認を行うときに最も一般的に使う手法は、その者の氏名、生年月日および出生場所である。これらの基本情報を使えば、95%以上の個人を特定することができる。転居の場合については、地方団体同士での情報交換で、確認を行うことができる。行政機関や民間機関は、住民登録当局に対して特定個人（住民）の本人確認（Melderegisterauskunft）を求めることができる。登録データの交換に関する連邦指令（Bundesmeldedatenubemittlungsverordnung）に基づき、住民登録範囲法が改正され、住民登録当局に対してデータ交換のフォーマット（xMeld）化を義務付けた。各自治体の住民登録当局は、従来どおり独自のシステムを維持できるが、xMeld標準に従ってデータ交換ができるように、システムを整備するように義務づけられた。

4 ドイツの個人籍制度

ドイツにおいては、「住民登録（Melderegister）」制度と「個人籍〔出生・婚姻・死亡（Personenstandsregister）〕」制度とは、別々の仕組みになっている。双方の事務は地方団体〔市〕が担っている。実務的に、個人籍〔出生、婚姻、死亡（Personenstandsbuch）〕に関する登録事務は、地方団体〔市〕の個人籍登録事務所（Standesamt）が、担当している。個人登録事務所間での登録データ交換は、登録事務所名、個人簿の氏名および登録番号を使って実施している。

これまで、ドイツの個人籍は文書で記録が保存されてきた。2007年2月に新個人籍法（Personenstandsgesetz）が公布され、個人籍は電子保存されることになった。

5 ドイツの外国人登録制度

ドイツにおいては、外国人の個人関係情報は、中央外国人登録台帳（AZR=Auslanderzentralregister）に保存されている。AZRの所管は、連邦移民・難民局（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge）である。ただし、実務的には、AZRは、連邦行政庁（Bundesverwaltungsamt）が運営している。AZRが保存する個人関連情報は、つぎのとおりである。

表5) 外国人登録台帳に保存される個人関連情報の範囲

<p>・一時的に滞在する者を除くドイツに居住する者、・難民申請している者、・居住関係決定を待っている者、・入国について異議申立てをしている場合、・その他中央外国人登録簿に関する法律の条件を充足する場合</p>
--

これらの情報は、外国人登録局、警察、検察などの当局に提供される。ほかに、関税、連邦労働局や社会福祉団体などへも提供される。情報提供や交換にあたっては、AZR番号が使われる。

6 ドイツの商業登録制度

ドイツの行政機関は、商業関係情報を保存するために、以下のような数多くの登録台帳を設置している。

表6) 商業関係登録台帳の種類

<p>ドイツにおける会社登記に関する基本情報は、商業登録台帳（Handelsregister）に管理・保存さ</p>
--

れている。これらの登記簿を所管するのは地方裁判所 (Amtsgerichte) である〔商法 (Handelsgesetzbuch) 8条〕。各会社は、法人の種類に応じて法令に定める条件に従い開示をしなければならない。2007年1月以降、商業登録台帳は、電子媒体で保存・管理されている。

2007年に、商業登録台帳を補完するかたちで、会社登録台帳 (Unternehmensregister) が設置された〔商法 (Handelsgesetzbuch) 8条のb〕。会社登録台帳は、民間機関 (Bundesanzeiger Verlag) によって運営されている。会社登録台帳は、主として、電子商業登記台帳の情報を頒布すること、および、電子商業登記台帳の情報と会社開示義務に関し電子連邦公報 (Bundesanzeiger) に掲載された情報とを連結して開示することがねらいである。これらの情報は、インターネットにおいて無償で提供されている。ちなみに、商業登記台帳と会社登記台帳に掲載された会社に関する情報の結合には、内部確認番号 (UntermehmensID) が使われている。

加えて、地方政府は、各自の取引検査局 (Gewerbeamt) 内に取引登録台帳 (Gewerberegister) を設置している。

従来から、ドイツにおいては、個人の識別番号としては分野別限定番号 (ssPINs) が広く使われてきた。一方、会社については、統一的な番号制度が設けられていなかった。しかし、2002年～2003年間に、法人向けの識別番号利用の試行が開始された。この法人番号は、特定分野を超えて使用される番号である。事業者登録制度が改革されていない現状では、このような法人企業界での統一的な共通番号の使用拡大でどのような利便性を確保できるのかは定かでない。

法人納税者番号〔租税基本法 (AO=Abgabenordnung) 139条のc〕は、法人企業の事業内容の把握と納税者情報の管理に使われている。この番号は、法的根拠があれば、他の行政分野で使うことを排除していない (AO 139条のc第7項)。ドイツの会社は、EU域内での幅広い取引に参加を望む場合には、申請して国税庁 (BZSt) から付加価値税番号の取得が求められる。

第3 行政DBの高度化と番号制度の動向

ドイツにおいても、EU標準に準拠した電子政府構想が年々進展をつづけている。これまで、マニュアルベースで処理されてきた各種行政登録簿のデータベース (電子台帳) 化や証券のICカー

ド (電子証券) 化が急速にすすめられてきている。

1 新たなIC仕様の身分証明 (ID) カードの導入

2005年3月に、連邦政府は、これまでの紙製の身分証明 (ID) カードに代えて、IC仕様の新しいタイプの身分証明 (ID) カード (ePA=elektronischer Personalausweis) を導入するプランを公表した。2010年11月に始動する予定である。

この新型カード構想では、連邦行政機関が国民向けに提供する各種業務サービスの電子利用や電子商取引における本人確認や電子認証に、電子証明書、電子署名に、このカードを使うことがねらいとされた。カードに内蔵されたICチップには、現在のプラスチックでコーティングされた紙製の身分証明 (ID) カードの両面に記載された情報が搭載される。カードに搭載された情報は、カード保有者が確認番号 (PIN) を呈示に事前に同意した場合に限り、第三者がカードリーダーで読み取ることが認められる。つまり、カード保有者は、自己情報のコントロール権があることから、一定の条件を満たす場合に、カード内にある特定の個人情報の提供に同意するかたちとなっている。例えば自動販売機でたばこを購入する場合には、カード内の年齢確認機能だけを活用することが可能である (最小開示原則)。

2010年5月の時点では、カードのICチップに搭載される個人情報の中身については、いまだ発表されていない。ちなみに、e-IDカード (電子証券) の交付主体は、保有者の住所地を管轄する地方団体である。一方、発行主体は、連邦内務省である。

2 納税者番号導入とその利用範囲拡大の危惧

ドイツでは、2003年に、租税基本法 (AO) を改正 (139条のa～139条のdの追加) して、連邦課税において個人の「納税者番号 (Identifikationsnummer)」を、2007年7月から導入した。

(1) 付番の仕組み

ドイツでは、出生については州の住民登録庁へ届出ることになっている。この届出があった場合、住民登録庁は、連邦財務省に、その氏名・生年月日・性別・住所などの基本情報を通知することになっている。この通知があれば、連邦財務省

は各人に納税者番号を付番することになる。いわば、出生付番方式の納税者番号である。

納税者番号 (Identifikationsnummer) は、11ケタの番号コードで、生涯普遍である。性格的には、限定番号 (ssPINs) である。したがって、その番号を使って、納税者から納税目的以外の情報を入手することやデータベースを構築することは禁止される。ちなみに、租税基本法139条のbは、納税者番号を、民間機関や行政機関が共通番号 (unified ID) として汎用することを禁止する。したがって、行政機関や民間団体は、納税者のデータを整理する場合や課税庁に送達する場合に限り納税者番号を利用することができる。民間機関が、これら認められた目的以外に納税者番号を利用した場合には、1万ユーロ以下の過料に処される。

(2) 納税者番号の共通番号化の動きと違憲訴訟
すでにふれたように、連邦制度改革 (Federalismusreform) に伴い、2006年に、住民登録台帳の運営を地方団体から連邦に移譲し、連邦住民登録台帳 (Bundesmelderegister) を設置する方向性が示された。この方針が認められれば、連邦内務省の計画によれば、すべての住民の基本情報を連邦が設置する中央データベース (中央電子台帳) に集約管理されることになっている。また、この中央データベース構想では、各人に共通番号 (unified PIN) を付し、基本情報を管理する案が

示されている。この場合の「共通番号」の候補としては、2007年7月に導入された出生時に付番・発給される「連邦納税者番号 (Identifikationsnummer)」を転用する案が浮上してきている。しかし、連邦内務省の案には、必ずしも各州や地方団体からの賛同が得られていない。また、1984年の国勢調査に汎用の共通番号 (unified PIN) を利用することは違憲となる可能性がある旨の示唆を含んだ判決 (Volkszählungsurteil)、および、この判決に基づいた汎用の共通番号 (unified PIN) の導入は基本法 (憲法) 上ゆるされないとする連邦議会 (Deutscher Bundestag) の解釈が縛りとなっており、内務省構想の詳細は公表されていない。

納税者番号は納税目的に限定して使われることになっている。つまり、性格的には、分野別限定番号 (ssPINs) である。しかし、この納税者番号は、納税者の所得把握をねらいに官民にわたって汎用されることになれば、かつて連邦憲法裁判所が禁止した国民背番号である「個人識別番号 (Personenkennzeichen)」ないし共通番号 (unified PIN) と同類ではないかと懸念が示されている。憲法訴訟が提起されている。

また、市民ベースのプライバシー保護団体は、「納税者番号」の導入に対して、「2007年ドイツ・ビッグブラザー賞 (German Big Brother Awards 2007)」を授与している。

《コラム：「外部不経済」につながる共通番号制》

生産過程を効率化して家庭用洗剤の価格を下げ、消費者が大量に使うとする。洗剤市場内部では製品が売れ、合理的のようにみえる。しかし、市場外では「家庭から排出された汚水処理」に莫大なカネがかかることになる。こうした現象を「外部不経済」という。

政府にとり、共通番号を使って国民情報 (プライバシー) を官民の多様なデータベース (DB) に分散集約管理するのは、国民をデータ監視する上で効率的・合理的かも知れない。だが、不心得者は、何としてでも他人の共通番号を入手して、DBに分散管理されたその人の多様な個人情報をつづる式に手に入れよう、あるいは、その人に成りすまして不法行為をしようとするに違いない。こうした不心得者が急増し、結果として、不心得者の追跡やその後始末に、国民サイドでのプライバシーを守るコストは途方もない額に達しよう。こうした国民サイドに発生するコストを内部化しないで、民主党政権が、共通番号制を「すぐれもの」とするのは、「木を見て森を見ない」考え方の典型だ。まさに「外部不経済」そのもの。

環境破壊には目もくれず、「天然林に道路をつくって、便利になった」と叫んでいる近視眼的な人たちと同類である。破壊された自然環境修復には、多大な時間と費用がかかる。同じように、共通番号導入で破壊されたプライバシー環境の修復には、とてつもない時間と費用が要るはずだ。

オーストリアの電子政府と 分野別限定番号制

— 複数の分野別限定番号制採用で徹底したプライバシー保護

PIJ 国民総背番号 I D カード問題対策チーム
座長 石村耕治

はじめに

EUに加盟するオーストリアは連邦制をとる国家である。連邦、州、地方団体は、さまざまな紙製行政登録台帳、電子行政データベース〔電子行政登録台帳〕を設置している。これらの行政登録台帳ないし行政データベースにおいて、個人や法人の情報は、識別番号を使って収集・保存・管理されている。オーストリアにおいても、官民における電子化の流れが加速化している。紙製の行政登録台帳は、順次、電子行政データベース〔電子行政登録台帳〕に切り替えられてきている。

オーストリアは、電子政府を構築するねらいで、2004年3月1日に「連邦電子政府法」(E-GovG=E-Government Gesetz、以下「電子政府法」)を施行した。また、2008年1月1日に改正法が施行された。同国における電子政府基盤の確立は、基本的に、この法律に基づいてすすめられている。

オーストリアにおける電子政府制度は、他国の制度にはない幾つかのきわだった特徴を有している。それらは、ソースPIN (source personal identification number, Stammzahlen) と 分野別限定番号 (ssPINs=sector specific personal identification numbers) の採用、これらの番号の生成・付番・利用等における 第三者機関〔データ保護委員会、DSK=Datenschutzkommission〕に特別な役割を担当させていることである。

第1 オーストリアにおける電子政府構想と識別番号のあり方

各国における電子政府構想の推進にあたっては、官民各種のデータベースの管理・運用にあた

り、どのようなかたちの電子識別番号 (e-ID=electronic identification number) を採用すべきか〔共通番号か、複数の分野別限定番号か〕、さらには、その識別番号を格納する媒体のあり方〔統一的なICカードの取得・所持の義務づけの是非など〕が重い政策課題の一つとされてきた。この点は、わが国においても住基ネット〔住民基本台帳ネットワーク〕をめぐる問題で同じような経験をしているところである。

オーストリアにおいても、電子政府構想の推進にあたっては、同じような問題があった。そこで、政府は、「電子政府が、個人情報の保護の危険性をさらに増す要因にならないようにすること (E-Government does not add further risk with regard to data protection)」をモットー〔政策指針〕に、e-ID番号や電子認証証票を含む電子政府制度のあり方を模索した。

こうした政策指針に基づいて考案されたオーストリアにおける各種データベース (DBs) の管理・運用に使われる「e-ID番号」の仕組みは、他国のe-ID番号にはないユニークな特徴を有している。

具体的にいうと、各種データベースの管理・運用においては、個人に付与された生涯不変の「ソースPIN (source personal identification number)」、を直接使うことはせず、ソースPINを基に自動的に生成される複数の「分野別限定番号 (ssPINs=sectorspecific personal identification numbers)」、を使っているのが特徴である。また、「ソースPIN_n」や「ssPINs_n」の生成・付番については第三者機関〔連邦データ保護委員会、DSK=Datenschutzkommission〕が、その任務にあっているのも特徴である。つまり、DSKが、源泉となるソースPINを基に、社会保障・年金・納税・教育等々、各分野ごとのサービスや手続に限定して利

用される番号 (ssPINs) を生成し、各行政分野では各人のssPINsをもとにそれぞれのデータベース (電子登録台帳) に格納されたさまざまな個人情報を管理・運用する方式を採ってきている。

したがって、オーストリアでは、北米 (アメリカ・カナダ) や北欧諸国 (スウェーデン・フィンランド・デンマークなど) が採用、さらには、わが国の鳩山前政権が提案しているような、各人の個人情報をデータベースで管理するに際して「統一的な共通番号制 (unified PIN=one unified personal identification numbers: 国民背番号)」を直接、多分野で利用する〔汎用の〕仕組みを採用していないことである。また、ドイツのように、各分野別の限定番号は容認するが、共通番号は憲法違反であり一切認めないとするのとも異なる。

生の共通番号【オーストリアの場合はソースPIN】を各種データベース (電子登録台帳) に使う場合、共通番号は、まさに「マスターキー」と化す。当然、共通番号で、各種データベースにある各人の個人情報の横断的なデータマッチングが容易に行えるようになる、あるいは、複数のデータベースから芋づる式に特定個人の広範な情報を収集することも可能になり、ひいては情報漏えいの可能性も格段に高まる。

オーストリアにおける「電子識別 (e-ID) 番号」の付番方式は、まさに、こうした「マスターキー」化を避ける工夫をした結果といえる。すなわち、システム上、第三者機関〔連邦データ保護委員会〕以外は、各人のソースPINに直接アクセスできないようにアレンジ〔秘匿〕したかたちで本人確認をする。また、各種のデータベースにおける本人確認、法定情報を収集・保存・頒布・管理等においては、それぞれの分野でしか利用できない別限定番号 (ssPINs) を使うことで各種データベース間での無秩序・横断的な情報の流通を遮断する、さらには、行政データベース間 (DBs) での横断的なデータ交換・データ照合を実施する場合には第三者機関 (DSK) による事前審査・介入を義務づける等々で、電子政府構想に不可欠とされる電子識別番号 (eID numbers) とデータ保護〔プライバシーの保護〕の両立を目指したのである。

一種の共通番号ともいえるソースPINは、電子行政サービスや手続を望まない人は、そもそも取得する必要はない。一方、電子行政サービスや手続を望むことからソースPINを取得する場合でも、ソースPIN及びそれを基に暗号化プロセ

スを通じて自動的に生成される分野別限定番号 (ssPINs) を格納する媒体についても、各人がそれを自由に選択できる。一定の標準規格に合ったIC仕様の銀行カード、学生証、携帯電話、USBメモリーなど様々な選択の途が用意されている。この背景には、統一的な国民登録証 (unified eID)、「現代版電子通行手形」、を導入することに対する国民のアレルギーに配慮してのことである。

「EUにおける電子政府構想推進と識別番号 (PIN) の標準化」の動きのなかで、オーストリアなりの「国民の情報 (プライバシー) 保護を第一 (data protection first)」とした電子政府のあり方を模索した結果といえる。

第2 電子政府基盤である (ソースPIN) の生成に活用する基礎データ

すでにふれたように、オーストリアの電子政府制度使われる「電子識別番号 (eID number)」には、秘匿の (ソースPIN) と「分野別限定番号 (ssPINs)」とが併用されている。また、これら e-ID 番号の生成・付番業務は、第三者機関である「連邦データ保護委員会 (DSK)」が担っている (電子政府法7条)。

連邦データ保護委員会 (DSK) は、ソースPINについては登録機関 (source PIN Register Authority) としての役割を担っている。一方、連邦内務省および財務省は、サービス・プロバイダーとしての役割を担っている。これらの機関との間での権限分配については、連邦首相が発する規則によることになっている (電子政府法7条2項)。

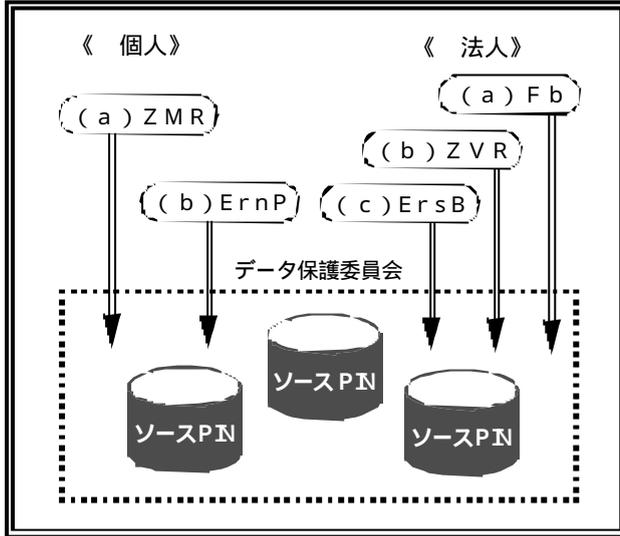
電子政府法 (E-GovG) によると、データ保護委員会 (DSK) は、ソースPIN〔さらには分野別限定番号 (ssPINs)〕を生成する場合などに活用する基礎データを、個人については (a) 「中央住民登録台帳 (ZMR=Zentrales Melderegister)」ないし (b) 「自然人補完登録台帳 (ErnP=Ergänzungsregister für natürliche Personen)」から提供を受けることになっている (電子政府法6条2項・5項)。

一方、法人については、(a) 「法人登録台帳 (Firmenbuch)」、(b) 「中央社団登録台帳 (ZVR=Zentrales Vereinsregister)」ないし (c) 「その他のデータ主体対象補完登録台帳 (ErsB=Ergänzungsregister für sonstige Betroffene)」から提供を受けることになっている (電子政府法6条3

項・4項)。

以下に、連邦データ保護委員会(DSK)が、ソースPINを生成する際に基礎データの提供を受けるデータベース(電子登録台帳)について、その概要を説明する。

表1 ソースPIN作成時に基礎情報の提供を受けるデータベース



1 個人の基本情報を提供するデータベース

連邦データ保護委員会(DSK)は、個人のソースPINを生成・付番する際に、基礎データを保有するデータベース(電子登録台帳)から基本情報の提供を受けることになっている。それらのデータベースは、つぎの2つである(電子政府法6条2項・5項)。

表2 個人の基本情報を保有するデータベース

(a) 中央住民登録台帳 (ZMR=Zentrales Melderegister)
ZMR (中央住民登録台帳)は、連邦内務省が所管するデータベース(DB)である。2002年3月1日に始動した。身分証明データおよび住民登録データを記録している。身分確認データとしては、氏名、性別、国籍、出生地および生年月日、ならびに旅券データ〔種類、番号、発行国および機関〕が記録される。住民登録データとしては、住所、住宅の種類〔主たる住居および従たる住居〕、登録日、登録削除日、ならびに住宅所有者または賃借人の氏名が記録される。住民登録番号(ZMR-Zahl)が記録される。住民登録番号は、12ケタの数字である。
(b) 自然人補完登録台帳 (ERnP=Erganzungsregister für natürliche Personen)
ERnP (自然人補完登録台帳)は、ZMR (中央住民登録台帳)に登録が求められていない自然人(個人)〔例えば、オーストリアに居住権を有しない亡命者や外国人など〕のデータが記録される。ERnP (自然人補完登録台帳)は、ソースPINを発行する機関〔データ保護委員会〕が所管する。自然人補完登録台帳番号(ERnP-zahl)は、住民登録番号

(ZMR-Zahl)と同様の形式をとる。ERnP (自然人補完登録台帳)に搭載された者がオーストリアに居住権を有することになった場合には、その記録および番号は、ZMR (中央住民登録台帳)に移転される。

2 法人の基本情報を提供するデータベース

法人用のソースPINの生成・付番の際に法人の基礎情報の提供を受けるデータベース(電子登録台帳)は、つぎの3つである(電子政府法6条3項・4項)。

表3 法人の基本情報を保有するデータベース

(a) 法人登録台帳 (Firmenbuch)
Firmenbuch (法人登録台帳)は連邦財務省が所管するデータベース(DB)である。Firmenbuchの電子データベース化は、オーストリア連邦コンピュータセンターの支援を受けて1991年に実施された。法人登録台帳番号(Firmenbuch-Zahl)は、6ケタ+1ケタ〔正誤ケタ〕の数字である。
(b) 中央社団登録台帳 (ZVR=Zentrales Vereinsregister)
ZVR (中央社団登録台帳)は、内務省が所管するデータベース(DB)である。2006年1月1日に稼働した。社団登録番号(ZVR-Zahl)は9ケタの数字である。
(c) その他のデータ主体対象補完登録台帳 (ErsB=Erganzungsregister für sonstige Betroffene)
ErsB (その他のデータ主体対象補完登録台帳)は、Firmenbuch (法人登録台帳)又はZVR (中央社団登録台帳)における記録の対象とならない団体を登録する台帳である。例えば、教会、公的団体、財団などが対象となる。この台帳は、連邦財務省の支援を得て、ソースPINを発行する機関〔データ保護委員会〕が所管する。登録したものは、3ケタ以上の数字が付番される。

第3 ソースPIN、分野別限定番(ssPINs)とは

電子政府法(E-GovG)に準拠して、連邦、州および地方団体は、個人および法人を対象にしたさまざまな行政データベース(電子行政登録台帳・DBs)を設置している。これらのデータベース(DBs)では、本人確認、法定情報の収集・保存・頒布・管理に、ソースPINではなく、分野別限定番号(ssPINs)を使っている。

オーストリアにおいては、電子行政サービスや手続の利用を望む人には、申請に基づいて、各人の住民登録番号(ZMR-Zahl)〔および自然人補完登録台帳(ERnP-Zahl)〕をもとに電子個人認

証・署名用の識別番号である“ソースPIN (source personal identification number) ”が付番される。この識別番号は、生涯不変である（電子政府法6条）。

ちなみに、（ソースPIN）と呼ばれるのは、各種データベースでの本人確認、法定情報の収集・保存・頒布・管理に使われる複数の“分野別限定番号 (ssPINs=sector specified personal identification numbers) ”を生成・付番する場合、あるいは、データベース間 (DBs) でのデータ交換・データ照合〔データマッチング〕などを実施する際の“源泉 (ソース・source) ”となる役割を果たしている番号であるからである。

1 ソースPIN、分野別限定番号 (ssPINs) の生成・付番手続

オーストリアの場合、個人市民は、電子行政サービスや手続、さらには民間の電子商取引 (eトレード) の際に、適格市民カード (Bürgerkarte, Citizen Card) を提示して電子認証 (本人確認・電子署名) を行うことができる。しかし、各機関は、提示を受けたカードからは各人のソースPINを認識することはできない仕組みになってい

る。〔ソースPINは各人が保持する適格市民カードに秘蔵されており、カードリーダーでは読み取りができない構造になっている。〕言い換えると、各機関は分野別個別番号 (ssPIN 1、ssPIN 2、ssPIN 3・・・) で、各市民の法定情報を収集・保存・頒布・管理できるに過ぎない。ちなみに、これら分野別個別番号 (ssPINs) から、絶対にソースPINをトレースバックして生成することもできない仕組みになっている。

“ソースPIN”派、秘密のカギを保有している第三者機関「連邦データ保護委員会 (DSK=Datenschutzkommission)」が、中央住民登録台帳 (ZMR) からZMR番号 (ZMR-Zahl) を含む基本情報の提供を受けて、これを生成・付番を行う。

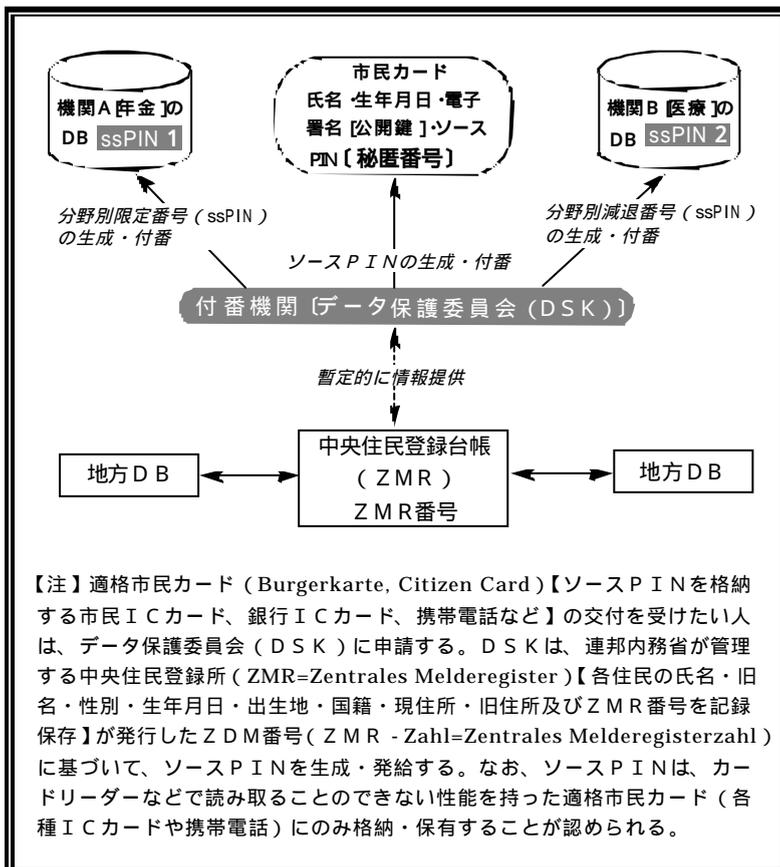
もっとも、連邦データ保護委員会 (DSK) は、現実空間にソースPINを保存するデータベースを持たない。つまり、ソースPIN登録台帳 (sourcePIN register) は仮想空間上の台帳 (virtual register) である。言い換えると、ソースPINは、申出が合った場合にのみ生成され、その後は消去される。また、連邦データ保護委員会 (DSK) は、ソースPINやssPINsを生成・付番する際に中央住民登録台帳 (ZMR) からZMR番号 (ZMR-Zahl) を含む基本情報を暫定的に提供を受けるが、付番作業が終了した時点で提供を受けた基本情報は消去することになっている。

2 データ交換・データ照合

一般に、行政データベース間 (DBs) でのデータ交換〔データ照合、データマッチング、コンピュータマッチング等々、国により呼び名は異なる〕を実施する際には、本人確認にあたり識別番号 (PIN) が使われる。

グローバルにみると、オーストリアのDSK〔データ保護委員会〕のみならず、カナダの連邦情報・プライバシーコミッショナーや、オーストラリア〔豪州〕の連邦プライバシーコミッショナーのように、行政データベース間 (DBs) でのデータマッチング〔データ照合・データ交換〕プログラム実施の際の事前手続に関与している例は他にもある。

表4) 個人用のソースPIN 分野別限定番号 (ssPINs) の生成・付番の構図



このように、行政データベース間（DBs）でのデータマッチング〔データ照合・データ交換〕実施に際して厳格な事前手続を踏むように求めるのは、いわゆる“えん罪防止”の観点から、データ照合する人物の特定などの面で、データの清廉性を確保することがねらいである。

グローバルのみと、オーストリアのDSK〔データ保護委員会〕のデータ交換にかかる事前手続は、かなり厳格である。

第4 市民カードとは

オーストリアの電子政府制度では、「市民カード（Bürgerkarte, Citizen Card）」の仕組みが必要不可欠な役割を担っている（電子政府法5条）。市民カードは、“ソースPIN”などを格納できるIC仕様の各種媒体を総称し、情報格納機能を持ち、電子認証・電子署名機能を格納した証票類をさす。電子行政サービスや手続に加え、民間の電子商取引（eトレード）の際の本人確認（電子認証・電子署名）にも利用できる。

市民カードは、オーストリアの電子政府制度の根幹をなしている。オーストリアの場合、ドイツのような強制的な国民ID所持制度は採用していない。ただ、健康保険証がICカード化されていることから、ほとんどの国民はICカードを最低1枚は所持している計算になる。また、ICカードを所持していても、電子行政サービスや手続を利用したくない人は、ソースPINを搭載する義務はない。あくまでも、電子行政サービスを利用したい国民だけが搭載することになっている。これは、高齢者や障害者など電子行政サービスや手続に参加することに困難がある人たちに配慮し、デジタルデバイド【IT技術の恩恵を受けられる人とそうでない人との間に生まれる情報格差】問題を対応するためである。

1 適格市民カード発行者

“市民カード”と呼ばれているが、わが国の“住基カード”のような統一仕様のICカードをさすわけではない。すなわち、オーストリアの“e-ID”の考え方は、“1種類（ワンパターン）の市民カード”を想定しているわけではない。“e-ID”仕様を標準装備した電子証票類を想定しており、一定の要件を満足した適格「市民カード」であればよい。具体的には、基本個人情報を搭載しかつ“ソースPIN”を格納でき、電子認証・

電子署名機能を有している、さらには、一定のデータ安全基準を充足しているなどが要件である。

例えば、電子健康保険カード、IC仕様の学生証、オーストリア経団連のような団体が発行するIC仕様の会員カード、銀行が発行するICカード、電子署名・認証機能内蔵型携帯電話などである。〔ほかに、本人申請に基づいて内務省が発行している電子身分証明書（Austrian eID）【外国籍オーストリア居住者・オーストリア非居住者・外国の電子身分証明書利用者向けに発行】がある。〕

なお、個人が“適格カード”を申請・取得するにあたっては、本人確認が必要になる。この場合の本人データの清廉性を確認する基本的なソースは、ZMR（中央住民登録台帳）〔さらにはERNP（自然人補完登録台帳）〕である。

オーストリアにおいては、現在、つぎのような官民のカード発行主体が、主要な“適格市民カード発行者”である。

表5) 主要な“適格市民カード発行者”リスト

公 的 機 関	電子健康保険カード	2005年から国民に対して、社会保険団体中央協議会から、IC仕様の健康保険カードが交付されている。電子健康保険カードは、適格市民カードにあたる。電子健康保険カード申請は、社会保険団体に対して、郵便局で写真付き身分証明書を提示し本人確認をした旨の内容証明郵便〔電子メールを含む〕を送達したうえで、インターネットを通じて行つか、または、本人が社会保険団体に出向いて手続をすることになっている。
	電子公務員カード	連邦政府の多くの省では、公務員を対象としたIC仕様の公務員カードを発行ないしその計画をしている。例えば、連邦財務省は、全職員約1万2千人に対して職員証を、適格市民カードとして、強制的に発行している。発行は、登録事務担当者から委任を受けて人事部門の職員が、これを行うことになっている。
	電子学生カード	オーストリアには私立大学はない。国立大学のなかには、学生からの申請に基づいて、適格市民カードとして、IC仕様の学生カードを発行している。発行は、登録事務担当者から委任を受けて学生部職員が、これを行うことになっている。
民 間 機 関	電子銀行カード	銀行が発行するカードは、適格市民カードである。インターネット申請が可能であるが、カード交付・受領にあたっては、発行元に出向いて、写真付きの身分証明証を提示し、本人確認が求められる。
	携帯電話内蔵電子署名	電子署名機能を内蔵する携帯電話は、適格市民カードである。インターネット申請が可能であるが、当該携帯電話の受領にあたっては、携帯電話サービス会社に出向いて、写真付きの身分証明証を提示し、本人確認が求められる

2 市民カードの普及率と電子利用実績

オーストリアでは、情報媒体を格納できる小型電子機器の革新などを織り込んで考えると、電子認証・署名媒体の格納は、スマート（IC）カードに一本化することは適切でないとされている。また、統一的な国民登録証（unified eID card）制を敷くことも、監視社会につながることから、望ましいとされていない。したがって、スマート（IC）カードの所持は義務化していない。

こうした状況のもと、今日、オーストリアにおいて、電子認証・署名媒体の格納が出来る「適格市民カード」は、大きく、「スマートカード（ICカード）様式」を選択する者と、「電子署名機能内蔵携帯電話様式」を選択する者とに分かれる。前者としては、普及率からみると、「電子健康保険カード」、「電子公務員カード」および「電子銀行カード」が大きな割合を占める。

オーストリアにおける世帯でのインターネット普及率は70%〔2009年〕を超える。また、国民のほぼ全員が持たざるを得ない健康保険カードの電子化を実施したことから、適格市民カードは広く普及してきている。しかし、適格市民カードを使った電子行政サービスや手続、民間の電子商取引（eトレード）が飛躍的に普及している実情にあるわけではない。2009年2月現在で過去3ヵ月個人電子商取引は32%である。

また、個人が行政当局の情報入手にインターネットを使った比率は35.4%、書式等のダウンロード率22%、電子行政申請・申告率は12%である（2009年）。

この民間における電子商取引（eトレード）の普及率、行政情報にアクセスする場合のインターネットの利用率や、電子行政申請・申告利用率をどう見るかは、難しいところである。人口の高齢

化やフレンドリーな行政サービスを第一に考える場合には、統計に表れたあるいは統計に表せなかった「電子政府の利用実績」派「妥当な数値」との見方もある。また、カネをかけた活発な政府広報にもかかわらず、現実には、長い時間をかけた世代交代に期待する以外、電子政府の飛躍的な利用拡大は難しいとの見方が強い。

3 市民カードとソースPIN

適格市民カード、すなわち「e-ID」仕様を標準装備した電子証票類を持っていても、「ソースPIN」を搭載する義務はないことについてはすでにふれた。原則として、あくまでも、電子行政サービスや手続、〔さらには、市民カードの個人認証機能を使って民間の電子商取引（eトレード）〕を望む人のみが「市民カード」を持てばいいことになっている。（ただし、各種の公務員に発行されている公務員カードでは、「ソースPIN」の搭載が義務づけられている。）

すでにふれたように、ソースPINを搭載した市民カードは、銀行カードやクレジットカードなどのかたちで民間機関も発行できる。ソースPINは、ZMR（中央住民登録台帳）ないしERNP（自然人補完登録台帳）に登録されている人であれば、申請に基づいてだれでも交付を受けることができる。（1人に1ソースPIN）と決められている。同一人に重複してソースPINが発給されないようにすることは重要である。対策として、民間機関が市民カードを交付するに先立っては、データ保護委員会に対して、申請者の5基本情報〔氏名・性別・生年月日・出生地・国籍〕を送付し、重複発行申請防止をねらいとしたチェックを行うことになっている

第5 連邦データ保護委員会の所在と特徴

オーストリアの連邦データ保護委員会（DSK=Datenschutzkommission）は、行政から独立した第三者機関〔データ保護機関〕である。2000年連邦データ保護法（DSG=Datenschutzgesetz 2000）第7編〔35条以下〕に基づいて設けられている。DSK〔連邦データ保護委員会〕は、データの不正利用（プライバシーの侵害）に関する紛争があった場合に事後的救済〔苦情処理・審査請求〕業務に加え、データの

表6 4大「適格市民カード」の利用状況（2007年11月現在）

主な電子媒体の種類	潜在的利用人口	普及率	電子利用実績
電子健康保険カード	約900万人	約900万枚（100%）	1万3,000枚
電子公務員カード	約13万3,000人	連邦財務省が約1万2,000枚発行	1万2,000枚
電子銀行カード	約700万人	約650万枚（80%）	2006年当初で5万5,000枚
携帯電話内蔵電子署名	約700万人	110%	公的な統計なし

出典：European eGovernment Services, eIDInteroperability for PEGS: National Profile AUSTRIA（iDABC, November 2007）

不正利用（プライバシーの侵害）が起きないように予防のための事前審査業務をも遂行しているのが特徴である。

また、すでに見てきたように、DSK〔データ保護委員会〕は、とりわけ、ソースPINやssPINsを生成・付番、さらにはデータベース間（DBs）でのデータマッチング〔データ照合・データ交換〕の際の事前手続に関与しているのが特徴である。この事務は、前記2004年データ保護法ではなく、2004年・2008年電子政府法（E-Government Gesetz）に基づいて行われている。

1 オーストリアの連邦データ保護委員会（DSK）の構成

連邦データ保護委員会（DSK）は6人の委員からなる。これらの委員は、5年の任期で、連邦政府が指名する人物のなかから連邦大統領が任命する。再任は妨げない。委員はすべて、法律およびデータ保護の知見を有していなければならない（DSG3 6条1項）。法定する欠格事由に該当する者は、委員になることはできない（DSG3 6条5項）。連邦首相（Bundeskanzler）は、つぎの候補者から委員を指名することになっている（DSG3 6条2項・3項）。

表7) 連邦データ保護委員会の構成

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所から1人：最高裁判所長官が用意した3人の裁判官である候補者（DSG3 6条2項1号） ・州（Bundesländer）から2人：諸州が用意した候補者（DSG3 6条2項2号） ・労働団体から1人：労働団体が用意した3人の候補者（DSG3 6条2項3号） ・経済団体から1人：経済団体が用意した3人の候補者（DSG3 6条2項4号） ・連邦公務員界から1人：連邦公務員界出身で法的知見を有する候補者（DSG3 6条3項） |
|---|

2 連邦データ保護委員会の独立性

連邦データ保護委員会の委員は、独立してその職務を執行し、かつ、各種指示（Weisungen）に拘束されない（DSG3 7条1項）。連邦データ保護委員会事務局に勤務する職員は、その専門的な職務の遂行において、データ保護委員会委員長および執行委員（geschäftsführendes Mitglied）の指示にのみ拘束される（DSG3 7条2項）。

3 連邦データ保護委員会の組織と運営

連邦データ保護委員会の運営は、委員会独自の手続規則に基づいて行われる（DSG3 8条1項）。連邦首相は、委員会の運営に必要な事務局を設置し、かつ、人員および施設を提供しなければならない（DSG3 8条2項）。

連邦データ保護委員会の審理は、公開で実施される（DSG3 8条3項）。連邦データ保護委員会は、毎年、過年度について活動報告書を作成、首相に提出することになっている（DSG3 8条4項）。

データ保護委員会での判決は、原則として6人の全委員が出席して下されなければならない（DSG3 9条1項）。委員会は、判事である委員が主宰する（DSG3 9条2項）。裁断は、過半数でこれを行う。賛否同数の場合には、委員長が決する。棄権は認められない（DSG3 9条3項）。委員会判決は、一般国民にとっても重い意味を持つ。したがって、必要なデータ保護措置を講じたうえで、公表することになっている（DSG3 9条4項）。

2 データ保護機関の“存在意義”の評価

EU諸国では、個人情報保護のために官製の第三者機関〔データ保護機関・プライバシー保護委員会等々〕を置く国は多い。オーストリアのDSKも〔データ保護委員会〕もこうした機関の一つである。ただ、ひとくちにデータ保護機関といっても、その任務や組織は、国（あるいは州）により異なる。

例えばドイツのデータ保護観察官（Bundesbeauftragter für den Datenschutz）は、データの不正利用（プライバシーの侵害）に関する紛争があった場合に事後的救済〔苦情処理・審査請求〕にあたるのを主たる任務としている。

これに対して、オーストリアのDSK〔データ保護委員会〕は、データの不正利用（プライバシーの侵害）に関する紛争があった場合に事後的救済〔苦情処理・審査請求〕業務に加え、データの不正利用（プライバシーの侵害）が起きないように予防のための事前審査業務をも遂行しているのが特徴である。

一方で、アメリカのように、こうした官製の第三者機関を置かずに、プライバシー上の紛争を全面的に自主規制、司法に委ねる国もある。わが国の識者や市民団体には、こうした官製の第三者機

関の設置を積極的に支持する声もある。しかし、よく考えてみると、「報道の自由」あるいは「言論の自由」のような「自由権」について、どのような内容の「報道」ないし「言論」であれば保護の対象となるかを、こうした官製の機関が判断す

るのが妥当なのであろうか。やはり、こうした官製の機関の設置は慎重であるべきである。とりわけ、わが国の場合には、各種聴聞型審議会における委員の任命の公平性の確保などの面での問題も少なくない。

表8) 日米 澳太利 独の電子政府コンポーネント比較 (未定稿)

国別	基礎データベース		番号の特徴	公的(電子認証)ICカード等			データ保護機関 (第三者機関)
	管理主体	民間利用	名称・利用範囲	有無	携行義務	その他	
日本《現行》	自治体指定機関	×	住民票コード 《公的汎用》	×	×	住基カード	個人情報審議会
〃《新提案》	国又は国関与機関		共通番号 《官民汎用》		?	IDカード	?
アメリカ	社保省(SSA)		社保番号(SSN) 《官民汎用》	×	×	なし	なし
オーストリア	国	× 【ただし、社保番号を除く】	官民ssPIN		×	ICカード等	データ保護委員会(DSK)
ドイツ	国	× 【ただし、社保番号を除く】	ssPIN			ICカード	データ保護監察官

【主要参考文献】

- ・ European eGovernment Services, eID Interoperability for PEGS: National Profile AUSTRIA (iDABC, November 2007)
【Available at: <http://www.epractice.eu/en/factsheets/>】
- ・ EUが出している「国別電子政府の現状シリーズ(eGovernment Factsheets)」のうちから、『オーストリア(Austria; Österreich) 編【2010年2月現在】』【Available at: <http://ec.europa.eu/idabc/servlets/Doc?id=31519>】
- ・ Data Protection Act【Datenschutzgesetz (DSG) 2000】【Available at Austria<http://www.dataprotection.eu/pmwiki/pmwiki.php?n=Main.AT2>】
- ・ The Austrian Citizen Card : Interoperability and Integration of Technologies【Available at: <http://www.a-sit.at/pdfs/20061030%20Bozen%20Technology-Austria.pdf>】
- ・ eGovernment Unit, DG Information Society and Media, European Commission, The Status of Identity Management in European eGovernment initiatives (June, 2006)【Available at: https://www.cosic.esat.kuleuven.be/modinis-idm/twiki/pub/Main/ProjectDocs/modinis.D3.5_Identity_Management_Initiative_Report_1_IIR1.pdf】
- ・ Waltraut Kotschy, "The Austrian E-Government System: Towards Data Protection Compatible E-Government," in Proceedings of the 2nd International Workshop EG & DP 2006【Available at: http://www.ip-rs.si/fileadmin/user_upload/Pdf/razno/W21.pdf】
- ・ The Austrian E-Government Act (Federal Act on Provisions Facilitating Electronic Communications with Public Bodies)【Available at: http://www.bcn.cl/carpeta_temas/temas_portada.2005-11-14.7329717567/legislacion-extranjera/acta_gobierno%20electronico_austria.pdf】
- ・ その他

抄訳：オーストリアの 電子政府法〔仮訳〕

PIJ 国民総背番号 IDカード問題対策チーム
座長 石村耕治

オーストリアは、電子政府を構築するねらいで、2004年3月1日に「連邦電子政府法」(E-GovG=E-Government Gesetz以下「電子政府法」)を施行した。また、2008年1月1日に改正法が施行された。同国における電子政府基盤の確立は、基本的に、この法律に基づいてすすめられてきている。

オーストリアの電子政府制度では、基本的に、電子行政サービスや手続を利用するかどうかは、国民各人の自由な意思に委ねている。電子行政サービスや手続の利用を望む人は、一種の非公開の共通番号(ソースPIN、sourcePIN)の取得を第三者機関〔連邦データ保護委員会〕に対して申請することになっている。政府の各部門に設置されているデータベース(DBs)では、本人確認、法定情報の収集・保存・頒布・管理に、ソースPINから生成された分野別限定番号(ssPINs)を使っている。したがって、直接、ソースPINを使ってデータベースを構築する方法はとっていない。

一方、電子行政サービスや手続を望むことから、ソースPINを申請・取得する場合、ソースPINおよびそれを基に暗号化プロセスを通じて自動的に生成される分野別限定番号(ssPINs)を格納する媒体についても、各人がそれを自由に選択できる。一定の標準規格にあったIC仕様の銀行カード、学生証、携帯電

話、USBメモリーなどさまざまな選択の途が用意されている。この背景には、統一的な国民登録証(unified eID)、“現代版電子通行手形”、を導入することに対する国民のアレルギーに配慮してのことである。ちなみに、ソースPINは、「1人1番」のルールにしたがって交付される。

各行政分野では、提供するサービスや手続において、その分野に割り当てられた分野別限定番号(ssPINs)を使って、本人確認、法定情報の収集・保存・頒布・管理を行っている。また、各部門では、提示を受けた各人のICカードからソースPINを生成することはできない仕組みになっている。

オーストリアの電子政府制度における、複数の分野別限定番号の採用は、「EUにおける電子政府構想推進と識別番号(PIN)の標準化」の動きのなかで、オーストリアなりの「国民の情報(プライバシー)保護を第一(data protection first)」、とした電子政府のあり方を模索した結果である、といわれている。

そこで、CNNニュース編集局は、PIJプライバシー保護政策検討委員会に、オーストリア電子政府法の邦訳〔抄訳〕を依頼した。抄訳〔仮訳〕ができあがったので、今号に紹介する。

(CNNニュース編集局)

オーストリア電子政府法 (E-Government Gesetz)

2004年3月1日施行・2008年1月1日改正法施行

〔目次〕

第1章

この法律の目的および対象

第2章

公共機関との電子通信における本人確認および認証

第2条	定義
第3条	識別および真正性
第4条	「市民カード」の機能
第5条	市民カードおよび代理
第6条	ソースP I N
第7条	ソースP I N登録機関
第8条	データファイルにおける唯一無二の本人確認
第9条	分野別限定番号 (ssPINs)
第10条	ssPINsの生成
第11条	通信の場合のssPINs開示
第12条	自然人のソースP I Nの保護
第13条	ssPINsに対する追加的安全措置
第3章	
民間分野における市民カード機能の利用	
第14条	民間分野利用向けのssPINsの生成
第15条	ソースP I NおよびssPINsが民間分野で利用される場合の保護のための安全措置
第4章	
データの電子認証	

第16条	自営業者としての経済活動に関する情報
第17条	個人の地位と国籍に関するデータ
第18条	その他のデータ
第5章	
記録の電子保存に関する特性	
第19条	公式署名
第20条	プリントアウトの証明価値
第21条	電子記録の提出
第6章	
罰則	
第22条	禁止されるソースP I N、ssPINsまたは正式署名の利用
第7章	
第23条	言語面における公正な取扱
第24条	施行期日
第25条	暫定的な規定
第26条	規則の施行および適用
第27条	参照
第28条	施行

第1章

この法律の目的および理念

第1条

この連邦法は、法的に適切な電子通信を推進するとともに、公共機関に対して資料提出をする場合における電子通信手段の選択の自由の原則を促進することを目的とする。

法的保護状況を改善するために、前項に定める目的の達成に向けて自動データ処理の利用の増大に伴う危険に対処する特別な技術措置その他十分な保護を提供していない場合に必要な予防措置を講じるものとする。

この連邦法の目的を達成するにあたり、情報の提供または電子的手続の支援を行う公式なインターネットサイトについて、障害を持つ人たちが不都合を感じないでアクセスできることを含む、インターネットのアクセスに関する国際標準を確立し、それが保障されるよう対応を図るものとする。

第2章

公共機関との電子通信における本人確認および認証

(定義)

第2条 この法律においては、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 識別 (identity) とくに各人を区別する手段、例えば、とりわけ氏名、生年月日および出生地、また、会社名または文字数字併用称号による特定人 (第七号に定めるデータ主体をいう。) の指定
- 二 唯一無二識別 (unique identity) データ主体が他のすべてのデータ主体から誤りなく区別できる一つ以上の特徴による特定人 (第七号に定めるデータ主体をいう。) の指定
- 三 (2008年改正法により削除)
- 四 本人確認 (identification) 識別を証明または確認するに必要な手続
- 五 真正性 (authenticity) 記載もしくは行為を行った者が実際に真実の者であるとして行った真正な意思または行為
- 六 認証 (authentication) 真正性を証明または確認するに必要な手続
- 七 データ主体 (data subject) 自然人または法人その他社団および団体で法的もしくは経済的關係において自己の識別を有するもの
- 八 ソースP I N (source identification number)

データ主体を明確に識別するために付けられる番号で、分野別限定番号 (ssPIN=sector specific personal identification numbers) (第9項から第14項までに定めるものをいう。)の生成の基礎となる番号

- 九 ソースP I N登録台帳 (register of source PINs) データ主体について唯一無二であることを識別するために使用し、かつ、必要に応じてソースP I Nを生成する場合に使われる技術的な構成要素を登録した台帳
- 十 市民カード (citizen card) 技術的な問題とは無関係なかたちにおいて、電子証明 (1999年署名法第2条および第3条のa)、識別リンク (identity link)、付随するセキュリティデータおよび機能ならびに代理に関するデータからなる論理的なユニット

(識別および真正性)

第3条

2000年連邦データ保護法第5条第2項に定める公的分野に置かれる管理者との間で電子通信を行う場合において、2000年連邦データ保護法第1条第1項に定める部外秘としてもらう利益として保護される個人データ (連邦データ保護法第4条1項に定めるものをいう。)にアクセスする権利は、アクセスを請求する者の唯一無二性の識別およびその者を認証できる場合に限り認められるものとする。識別認証は電子的に確認できる形式において実施されなければならない。

公的分野における管理者との間での通信においては、当該管理者の法的利益を覆すに必要、とりわけ制定法により当該管理者に任された任務遂行必要条件である場合には、本人確認が求められる。

(「市民カード」の機能)

第4条

市民カードは、当該カードが使用できる技術的環境において公的部門の管理者が設定した手続を電子的に行う場合に、提示した者が唯一無二である旨の識別および提示の真正性を証明する役割を担う。

市民カードを所持する自然人が合法的な所持者がどうかについて唯一無二性の識別は、識別リ

ンクによりこれを行うものとする。ソースP I N登録機関 (第7条に定めるものをいう。)は、電子署名により、唯一無二である旨の本人確認をねらいに特定のソースP I Nの配布を受けた所持者として当該市民カードを使って当該自然人が本人であることを確認するものとする。代理人の場合の識別証明については、第5条を適用する。

識別リンクは、ソースP I N登録機関により市民カードに格納されるか、または第5条の規定に基づいて定められた規則に定義された他の機関もしくは他の適格団体により格納される。この場合において、適格団体にあたるかどうかについては、その団体が必要な技術およびその技術を使う場合に必要とされる専門性を有しており、かつ、法制度上の要件を充足し信頼できる団体であるとの基準に基づいて判断するものとする。

市民カードを提示して真正性の証明を行う場合には、当該市民カードに格納された電子署名によるものとする。

前4項の規定の適用に関し必要な事項は、所管大臣の同意を得て連邦首相が公布する政令で定める。当該政令を制定する場合には、それに先立ち、州の機関および地方の機関 (ただし、地方の機関にあっては、当該地方機関の社団および下位の地方機関の社団が代理する。)にも諮問を行うものとする。

(市民カードおよび代理)

第5条

代理人が市民カードを提示する場合には、その代理に係る委任状がその代理人の市民カードに格納されていなければならない。この場合において、ソースP I N登録機関は、代理権の存在の証明を提示するまたは法的代理の場合に、代理人による申請の際に、必須もしくは暫定的条件を含むデータ主体のソースP I Nおよび代理権の委任状を、当該代理人の市民カードに格納するものとする。ただし、資料を受領する許可 (1982年資料送達法《ZustG》第35条3項第2段に定めるところによる。)については、これを別途に格納しなければならない。市民カードに格納が求められる事項については第4条3項の規定を準用する。

専門職による代理の場合で、一般的な代理権が専門職に関する規則に基づいて付与された専門職資格証書に記された署名から明らかであるときには、前項の規定で求められる代理権限の存在についての特段の証明は求められない。この場合において、ソースP I N登録機関は、専門職による代理を申請する際に、正式な手続をするにあたり直接市民カードで申請できるように当該データ主体のソースP I Nを付与するものとする。ただし、この一般的な代理権限には、資料送達法（ZustG）第35条3項第2段に基づいて付与される許可は含まれないものとする。市民カードが使用できる手続において、諸機関がサービスを提供する場合、とくにその任務の遂行が認められる吏員は、その重要かつ機関が持つ権限とは無関係に、あらゆる権限を有する者に対して、申請をすることを認めなければならない。市民が特別の指示をしている場合には、それを資料化し、かつ、適切なフォームにおいてその機関が保存しなければならない。市民向けの申請を出す吏員の一般的な権限は、当該吏員の市民カードに格納された署名証から明らかにならなければならない。この場合において、ソースP I N登録機関は、当該吏員の申請に基づいて、正式な手続を踏んでいることを前提に当該データ主体のソースP I Nを市民カードに直接交付するものとする。ただし、この一般権限には、資料送達法（ZustG）第35条3項第2段の規定に定める許可およびZustG第9条第1項の規定に定める送達を含まない。市民カードが前3項にいう代理行為に使用される場合には、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 申請を可能とするために、代理人のソースP I Nも市民カードに格納されるものとする。
- 二 申請を可能とするために、市民カードに格納されているソースP I NはssPINsを生成するときのみ使用するものとする。

（ソースP I N）

第6条

関係者は、当人のソースP I Nを使用し、市民カードのなかで唯一無二性の識別を行うものとする。

中央住民登録簿台帳（ZMR=Zentrales Meldereg-

ster）に登録されている自然人について、ソースP I Nは、その者のZMRの登録番号（1991年登録法第16条第1項に定めるものをいう。）から生成し、かつ、厳正な暗号を使って安全に保管するものとする。中央住民登録簿台帳（ZMR）に登録されていない自然人のソースP I Nについては、自然人補完登録台帳（E-mnP=Ergänzungsregister für natürliche Personen）（第4号に定めるものをいう。）にある登録番号に基づいて生成するものとする。ソースP I Nを生成するためのZMR登録番号の利用は、1991年登録法第16条のaに定める中央住民登録簿台帳（ZMR）に格納されたデータの利用とみなされない。

法人登録台帳（Firmenbuch）、中央社団登録台帳（ZVR=Zentrales Vereinsregister）またはその他のデータ主体対象補完登録台帳（ErsB=Ergänzungsregister für sonstige Betroffene）については、法人登録台帳番号（1991年法人登録台帳法第3条第1項に定めるものをいう。）、中央社団登録台帳番号（2002年社団法第18条第3項に定めるものをいう。）または補完登録台帳番号（第4項に定めるものをいう。）をソースP I Nとする。

住民登録簿および法人登録台帳または社団登録台帳に登載されていないデータ主体は、ソースP I Nを申請する場合には、補完登録台帳に登載するものとし、または第10条第2項に基づくソースP I Nの申請があった場合、ソースP I N登録機関（第7条に定めるものをいう。）は、顧客の唯一無二性の識別に当該データを利用するものとする。自然人の場合のデータ証明の基準およびその他データ主体がその名称が法的に有効なのかをはじめとしたその法的存在の証明の基準については、第4条第5項に基づいて連邦首相が制定した規則で定める。市民カードの発行手続において、中央住民登録簿台帳（ZMR）番号がある場合は別として、登録法第1条第5項のaに基づいて識別データの証明をしなければならない。補完登録台帳は、これを自然人向けの部門およびその他のデータ主体向けの部門に分けるものとする。他人の行為を代理する権限は、自然人でないデータ主体については、これを補完登録台帳の部門に格納する。国内もしくは外国の団体は、補完登録台帳

の登録に際し求められた証明のためのデータを提出するものとし、かつ、市民カードに確認リンクを格納することが認められる団体については、第4条第5項に基づいて連邦首相が制定した規則で定める。この規則は、補完登録台帳への登録に関して識別証明をするためおよび代理権を登録するために当該団体とソースP I N登録機関との契約において当該団体が負担すべき費用についても規定するものとする。ただし、公的団体については、当該費用負担を免除するものとする。

中央住民登録簿台帳もしくは補完登録台帳に登録されていないデータ主体が市民カードを申請する場合には、当該申請がその者の出身国における唯一無二性の識別に関する適正な電子証明とリンクした適格電子署名を添付して行われている場合には、第4条に基づくデータ証明なしに、これを行うことができる。適正性についての必要な事項は、連邦首相が政令でこれを定める。ソースP I N登録機関は、データ主体からの申請に基づいて、正式な手続が採られていることを条件に、当該データ主体のソースP I Nをその者の市民カードに直接交付する。当該ソースP I Nは、ソースP I N登録機関が分野別限定利用番号(ssPINs)を生成する場合に限り、これを利用することができる。

自然人に対するソースP I Nを生成する場合において、ソースP I N登録機関は、ソースP I Nに対して厳正な暗号を適用する数値的アルゴリズムを使用しなければならない。これら数値的アルゴリズムは、ソースP I N登録機関が決定し、暗号カギを除き、インターネットで公開される。

(ソースP I N登録機関)

第7条

ソースP I N登録機関は、連邦データ保護委員会であり、データファイルの登録を通じてその権限を行使する。

補完登録台帳の保守管理する場合、ソースP I Nの生成する場合ならびに本法第4条、第9条および第10条の規定に基づく手続を遂行する場合に、ソースP I N登録機関は、自然人についてのサービスプロバイダーである内務省に対して、また、その他のデータ主体については連

邦財務省に対して支援を求めることができる。ソースP I N登録機関としての連邦データ保護委員会およびサービスプロバイダーとしての連邦内務省または連邦財務省との間での権能配分に関する詳しい事項は、連邦首相が連邦データ保護委員会に諮問をし、かつ、連邦内務省または連邦財務省の同意を得て制定した規則で定める。ソースP I N登録機関は、サービスプロバイダーが完全に正しく業務を遂行しているかどうかについて随時検査を実施する。

(データファイルにおける唯一無二の本人確認)
第8条

公的部門における管理者が管理するデータファイルにおいて、市民カードスキームの構造内における自然人の本人確認は、分野別限定利用番号(《ssPINs》第9条に定めるところによる。)の形式においてのみ提示することができる。自然人以外の者に関しては、唯一無二の本人確認手段としてソースP I Nを格納することができる

(分野別限定利用番号《ssPINs》)

第9条

分野別限定利用番号(ssPINs)は、それぞれの自然人のソースP I Nから生成される。生成されたssPINsの本人確認目的での利用は、当該ssPINsを使ったデータファイルが取り扱う特定分野の活動に限られるものとする。〔中略〕分野別限定利用番号(ssPINs)を生成する場合、行政活動分野の策定にあたっては、各種関連する部分は同一の分野とし、かつ、同一の領域において互換性を欠くデータ利用(2000年連邦データ保護法第6条第1項第二号に定めるものをいう。)につながらないようにするものとする。これらの領域の策定および境界設定は、連邦首相が制定した規則に基づいて行うものとする。当該規則の制定に先立ち、州の機関および地方の機関(ただし、地方の機関にあっては、当該地方機関の社団および下位の地方機関の社団が代理する。)にも諮問を行うものとする。

分野別限定利用番号(ssPINs)については、ソースP I N登録機関が、数値的アルゴリズムを使用(ソースP I Nにセクターコードを加え八

ッシュ化して)生成し、暗号カギを除き、インターネットで公開するものとする。

(分野別限定利用番号《ssPINs》の生成)

第10条

電子手続において生成された各人の分野別限定利用番号(ssPINs)は市民カードに格納されるが、当該市民カードを利用する条件については、それぞれの公的分野の管理者が定めるものとする。適格管理者がいない分野においては、ssPINsは暗号化(本法第13条第2項の定めるものをいう。)したうえで保管しなければならない。

市民カードに格納しないかたちでのssPINsの生成は、ソースPIN登録機関のみがこれを行うことができる。また、その公的分野の管理者が、2000年連邦データ保護法に基づいて、データファイルにある個人データを、ssPINsを使って唯一無二性の本人確認をしたうえで処理または送達するに必要である場合にも認められる。こうした処理または送達には、行政協力、データ主体の申請に基づくデータ取得もしくは第5条に基づく代理人による権限行使の事例を含む。適格な権限を有しない管理者に対しある分野のssPINsの請求があった場合には、当該ssPINsは第13条2項の規定に基づいて暗号化したうえで提供することができる。

前項の規定に基づく専門職代理に関してssPINsの交付にかかる費用負担については、第4条5項に基づいて制定した規則によるものとする。

(通信の場合のssPINs開示)

第11条

通信を行う場合、データ主体または第三者に対して、分野別限定利用番号(ssPINs)を記載しないものとする。同一の問題に関して管理者が通信記録の照合をする場合には、他の手段、例えば索引番号を使うように努めるものとする。

(自然人のソースPINの保護)

第12条

市民カードスキームに関しては、その秘密を守るために、次の各号に掲げる特別の安全措置を講じるものとする。ただし、公的データとされ

ない法人登録台帳番号、中央社団登録台帳番号をソースPINとする場合を除く。

- 一 中央登録住民台帳(ZMR)から生成され、かつ、自然人のソースPINとして使われる番号は、識別リンク(identity link:署名されたXMLデータ)に関してまたは代理権限を提示する場合に限り、永続的に市民カードのなかに格納できる。
 - 二 自然人のソースPINは、求めに応じてソースPIN登録機関が生成する。ただし、ソースPIN登録機関は、生成および目下の処理に必要な期間を超えて自然人のソースPINを保持してはならない。
 - 三 分野別限定利用番号(ssPINs)を生成するために自然人のソースPINを使用することは、その生成プロセス外においてそのソースPINを保持してよいことを意味しない。
 - 四 民間分野(第14条に定めるものをいう。)の利用に供するための分野別限定利用番号(ssPINs)の生成にあたり、ソースPINからの数値計算については、これを当該民間分野の管理者が行うことは認められない。
- 分野別限定利用番号(ssPINs)を生成するためのソースPINの使用は、次の各号のいずれかの場合に限り、認められる。
- 一 データ主体の要望で、市民カードを使用する場合。ただし、その場合には、当該データ主体は市民カード機能の電子活用に関して告知されなければならない。または、
 - 二 データ主体から要望によらず、ソースPIN登録機関が、第10条および第13条第2項の規定による場合

(ssPINsに対する追加的保護措置)

第13条

分野別限定利用番号(ssPINs)は、ソースPINから、逆探知【ssPINsからソースPINを探知】できないかたちで、生成される。ただし、この点については、行政活動の透明性の利益をはかる意味から、ssPINsがもっぱら行政機関を代表する吏員の職務に関して使用されている場合には、別とする。

本法第10条第2項の規定に基づいて、データ主体の唯一無二性の確認を行うためにソースPIN登録機関に対してssPINsを請求することが

認められる場合において、適格な権限を有しない管理者からある分野のssPINsの請求があったときには、ソースPIN登録機関は、当該ssPINsを暗号化したうえでのみ提供できるものとする。ただし、その暗号の方式は、次の各号に掲げる要件を充足していなければならない。

- 一 データファイルの管理官に限り、暗号解読（第3項に定めるところによる。）できる暗号方式によって当該ssPINsを解読・利用できる、かつ、
- 二 請求当事者が知見を有していない追加的な可変データによる暗号基準を含むことにより、当該ssPINsでは、暗号化されたかたちにおいても、当該データ主体のいかなる情報をも供給されないこと。

分野別限定利用番号（ssPINs）は、暗号化されていないかたちで保存することができる。この場合、ssPINsの生成においては、本法第9条第2項の規定に基づいて制定された規則に従って配布されるデータファイルのセクター（分野）コードを使用する。

第3章

民間分野における市民カード機能の利用

（民間分野利用向けのssPINsの生成）

第14条

民間分野における管理者との電子通信をする場合において自然人の本人確認をするときには（2000年連邦データ保護法第5条第3項に定めるところによる。）、当該管理者のソースPINにセクター（分野）コードを加えてハッシュ化して生成したssPINsを格納した市民カードを使うことができる。ただし、当該民間分野の管理者が市民カードを利用できる技術環境を設定している場合で、管理者のソースPINにセクター（分野）コードを加えてssPINsを生成できる技術力を有する場合に限る。

民間分野における管理者は、自己のソースPINをセクター（分野）コードとして利用したうえで生成したssPINsを保存しかつ利用することができる。

（ソースPINおよびssPINsが民間分野で利用される場合の保護のための安全措置）

第15条

民間分野で利用に供される分野別限定利用番号（ssPINs）を生成する場合には、データ主体の協力を求めるとともに市民カードの助けをかりなければならない。この場合において、データ主体は、この機能の利用についての説明を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事由から、ssPINsを使った唯一無二性の確認が必要である場合には、民間分野の管理者が申請して、データ主体の協力なしに、かつ、市民カードを使うことなしに、ssPINsを生成することができる。

- 一 法律の定めるところにより、管理者が自らの顧客の唯一無二性の確認をしなければならない。
- 二 2000年連邦データ保護法の定めるところにより個人データを処理しかつ送達するssPINsを生成するにあたり、民間分野の管理者は、データ主体のソースPINを格納した市民カード機能を活用するかたちで利用することはできない。ただし、民間分野の管理者は、1991年登録法第16条第1項の規定に基づいて中央住民登録台帳（ZMR）にアクセス申請をし、当該データ主体が使用する識別リンク（identity link）の電子確認システムを使用することはできる。

第4章

データの電子認証

（自営業者としての経済活動に関する情報）

第16条

自営業者であることおよび専門職要件を充足していることの確認を行うための電子認証は、連邦租税基本法（Bundesabgabenordnung）第114条第2項の定めるところにより設置される資料登録台帳でこれを行うことができる。

前項に規定するデータの認証が、公的分野の管理者が関係する手続上必要とされる場合には、データ主体自身が、資料登録台帳当局が電子署名した副本を提出する、またはデータ主体の求めに応じて、当該管理者が資料登録台帳に電子的にアクセスすることにより、これを行うことができる。このデータ取得が法的要件とされている場合には、公的手段を通じて認証をするこ

とができるものとする。

(個人の身分および国籍に関するデータ)

第17条

個人の身分および国籍に関する中央住民登録台帳に保存されたデータの正確性が、地方の登録機関が行った適切資料(標準資料)かどうかの検査により確認された場合には、当該地方登録機関はその旨および確認されたデータが中央住民登録台帳(ZMR)に電子的に判読可能な書式で記載されるべきであるとの事実を、当該台帳を管理する中央住民登録機関に通知しなければならない。

データ主体は、居住登録手続外にあたるとしても、適切な資料を提出し、登録データの正確性に関する証拠を添付し、登録機関に対して、情報の入力を求めることができる。

[略]

データ主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、確認された登録データを電子利用に供することができる。

- 一 第1項に規定する標準資料を提出する必要がある手続に中央住民登録台帳から求められたデータを取得することに同意すること、または
- 二 中央住民登録機関から、公的な署名(第19条に定めるところによる。)を電子的に付し、かつ、当該個人の登録データの正確性が確認された旨を記したかたちの登録確認を求めること。

(その他のデータ)

第18条 [略]

第5章

記録の電子保存に関する特性

(公式署名)

第19条

公式署名(公的機関の電子署名にあたるものをいう。)とは、署名法(Signaturgesetz)に定める先端電子署名をいい、その特性は、署名証明に固有の属性を記載したものをいう。

公式署名は、資料が公的分野の管理者から発せられている事実を認証する役割を担っており、第3項に規定する要件に基づいて、管理者が電

子的署名をするかまたは発行された資料を記録化している場合には、その管理者のみが使用ができる。

電子資料のなかに記された公的署名は、その公的分野の管理者が、インターネット上に載せることができるように画像処理したうえで、公式に署名をした旨を確認する資料のなかに安全な方法で公表するかたちで表記される。この場合において、当該電子署名の認証に必要な情報は、当該公的分野の管理者が提供しなければならない。

(プリントアウトの証明価値)

第20条

公的機関が文書に打ち出した電子資料(プリントアウト)は、公的署名がされている場合には、真正なものと推定する。当該資料のプリントアウトを電子フォームに変換する場合で、その認証を求めるときにも、公的署名が付されなければならないものとする。その機関は、当該資料を、他の方法を使っても認証しなければならない。当該資料には、プリントアウトを電子フォームに変換する手続および認証方式のようなインターネットを使って入手できる情報源の紹介または他の認証プロセスの紹介などを含むものとする。

(電子記録の提出)

第21条

ある機関が、他の機関から記録の提出を求められた場合において、求められた記録が電子的に生成されかつそれでよいとされるときには、ここでいう提出義務とは電子原本に対するものをさす。このことは、とりわけ、完全に電子的に操作されているファイル処理および管理システムに格納されている記録に対してあてはまる。この場合において、記録は、標準的なフォーマットで提出されなければならない。

前項に規定する標準的フォーマットとは、最新の技術を使い、第三者が見ても、記録について最良の判読性を保証し、かつ、一定期間にわたりその記録を保存可能な電子フォーマットをさす。

電子記録の提出を受ける機関が、電子送達サービスにより通信文を宛先で受け取ることとして

いる場合には、当該記録は、提出証拠を求めている代理人に対して提出することもできる。この場合において、当該記録が送達サーバーから検索できる旨の電子通知をした日に提出があったという条件のもとに、資料送達法（Zustellgesetz）第3章に定める規定が準用される。

第6章 罰則

（禁止されるソースP I N、ssPINs または公式署名の利用）

第22条

本法は、裁判所の管轄内で処断される刑事罰またはその他行政罰に関する規定に基づく重罪を科す旨を定めていない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、地方の行政機関が、行政罰として20,000ユーロ以下の罰金に処する。

- 一 第2章および第3章に定める規定に違反して、データ主体に関する個人データを不法に取得するために自然人のソースP I N又はssPINsを入手すること、

- 二 権限なしに民間分野における他の管理者のssPINsを保存もしくは利用すること、
- 三 2000年連邦データ保護法第8条が禁止する方法において自己のソースP I NからssPINsを生成して、民間分野における他の管理者に利用させること、
- 四 データ主体の登録した住所に関するデータを第三者に提供するためにssPINsを使用すること、または、
- 五 第19条第2項の規定に違反して公式署名を使用することもしくは使用しようとする事
〔略〕
〔略〕

第7章

暫定的規定および最終規定

第23条 言語面における公正な取扱〔略〕

第24条 施行期日〔略〕

第25条 暫定的な規定〔略〕

第26条 規則の施行および適用〔略〕

第27条 参照〔略〕

第28条 施行〔略〕

次号、CNNニュース63号では、「アメリカ連邦議会での社会保障番号（SSN）の濫用実態証言」を邦訳・紹介する予定です。

アメリカにおける共通番号 = 社会保障番号（SSN）の濫用、成りすまし犯罪社会の現状と非力な対応策等々について、連邦議会下院歳出委員会 社会保障小委員会、公聴会での各界からの証言などを紹介します。これら証言から、アメリカ社会はSSNの汎用で「成りすまし犯罪」の巣くつ化しており、抜本的な対策が見いだせないでいる現状を知ることができるのではないかと思います。

アメリカ議会公聴会での証言は、共通番号を可視化（見える化）して官民で汎用しようとする菅政権にとり、大きな警鐘となるはずで。"背番号万歳、を叫ぶイラ菅政権が頭を冷やす契機になれば"と思います。（CNNニュース編集部）

PIJ 定時総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン事務局

PIJの定時総会が、さる2010年5月22日（土）、東京・池袋の豊島勤労福祉会館において、第一部定時総会、第二部 講演のかたちで、以下のとおり開催されました。定時総会では、すべての案件が承認されました。

PIJ 第15回定時総会

2010年5月22日(土)
於 豊島区立勤労福祉会館

第一部 定時総会

一、開会宣言 司会者

一、議長選任

一、議事

第1号議案 2009年度活動報告承認の件

第2号議案 2009年度収支報告並びに財産目録承認の件

第3号議案 2010年度活動計画承認の件

第4号議案 2010年度収支予算案承認の件

一、報告

役員に関する報告

〈代表〉

石村耕治(白鷗大学教授)

〈副代表〉

辻村祥造(税理士)

加藤政也(司法書士)

〈常任運営委員〉

我妻憲利(税理士《事務局長》)

高橋正美(税理士)

益子良一(税理士)

平野信吾(税理士)

白石 孝(自治体職員)

勝又和彦(税理士)

加藤 弘(税理士)

中村克己(税理士《編集長》)

〈相談役〉

河村たかし(名古屋市長・前衆議院議員)

一、閉会宣言 司会者

第二部 記念講演

「国民総背番号制実現政権」とどう闘うか
～民主党政権のおぞましい「国民の生涯病歴の背番号管理」構想

講師 石村耕治(PIJ代表・白鷗大学教授)

2010年度活動計画

次に掲げる諸活動を行う。

1. 社会保障番号【共通番号】・国民IDカード問題への取り組み
2. 給付つき税額控除と税務支援・番号管理問題の検討
3. 住基ネット廃止をめざして、各界への働きかけ
4. 個人情報保護法の運用に対する市民サイドからの対応
5. 自治体の監視カメラ対策立法への支援活動
6. 納税者番号制導入反対と納税者プライバシー保護活動
7. 行政の情報化・電子化をめぐる市民のプライバシー保護活動
8. 生体認証をめぐるプライバシー保護活動
9. ICカード、ICタグをめぐるプライバシー保護活動
10. 公益法人制度改革への市民サイドからのロビイング活動
11. 名古屋市の市民税10%減税構想の恒久化策の支援
12. 世界の電子政府構想とプライバシー保護策の研究

CNNニュース(季刊)を次のとおり発行した

- ・ 2009年3月24日 第57号 ・ 2010年10月26日 第59号
- ・ 2009年7月10日 第58号 ・ 2010年1月7日 第60号

PIJ活動状況報告書(2009年4月～2010年3月)

PIJ事務局作成

年月日	活動報告内容	場所・掲載紙(誌)等	参加担当
09.4.16	フジTVとくダネ「漢検問題」	自宅取材	石村代表
09.5.15	名古屋土地税制・経済研究会講演「消費税課税」	名古屋税理士会館	石村代表
09.5.23	PIJ ・2009年定時総会	東京・豊島勤労福祉会館	PIJ 役員
09.5.23	定時総会講演「社保番号カード万歳に民主党をどう説得するか」	〃	石村代表
09.6.3	住基ネット市民集会打ち合わせ	東京・池袋	石村代表
09.6.5	中日新聞・名古屋市経営アドバイザー就任取材(名古屋)	ホテル・ザ・サイプレス	石村代表
09.6.10	反住基ネット連絡会・住基ネット問題集会・シンポ参加	東京しごとセンター	石村代表 中村編集長
09.6.17	サンデー毎日、取材「社保番号問題」	白鷗大学	石村代表
09.6.24	監視社会研究会「社保カード問題」レクチャー	上智大学	石村代表
09.6.26	時事通信取材「UF」社員の情報漏えい問題」	電話取材	石村代表
09.6.30	名古屋市役所「減税・納税者憲章」会議	名古屋市役所	石村代表
09.7.9	PIJ 運営委員会	PIJ 事務局	PIJ 役員
09.7.24	名古屋市役所「減税・納税者憲章」会議	名古屋市役所	石村代表
09.7.30	静岡商工会・民主租税政策講演の件・打ち合わせ	東京・八重洲	石村代表
09.7.30	朝日新聞取材「社保カード」	東京・八重洲	石村代表
09.8.10	毎日新聞取材「社保カード」	電話取材	石村代表
09.9.8	名古屋市「減税・納税者憲章」講演・会議	伏見ライフプラザ	石村代表
09.9.10	高校生向け青森県人会主催講演「わたしの市民活動」	青森県黒石市	石村代表
09.9.18	名古屋税研、講演「名古屋市の市民税10%減税構想」	名古屋・クラウンホテル	石村代表
09.10.5	関信税制研究会レク「名古屋市の市民税10%減税構想」	白鷗大学	石村代表
09.10.15	PIJ 運営委員会	PIJ 事務局	PIJ 役員
09.11.12	静岡商工会税制セミナー『民主党の租税政策』	静岡教育会館	石村代表

PIJ活動状況報告書(2009年4月～2010年3月) PIJ事務局作成 【続き】

年月日	活動報告内容	場所・掲載紙(誌)等	参加担当
09.11.13	名古屋市「減税条例」会議	名古屋市役所	石村代表
09.11.13	河村たかし後援会、講演「市民税10%減税構想」	名古屋・ラグナスイート	石村代表
09.11.27	名古屋市「減税条例」会議	名古屋市役所	石村代表
09.12.5	女税理士連盟西日本支部講演「民主党の租税政策」	名古屋キャッスルプラザ	石村代表
09.12.8	PIJ 運営委員会	PIJ 事務局	PIJ 役員
10.1.15	税理士グループ研究会講演「民主党の租税政策」	日税連会館	石村代表
10.2.1	関信税制研究会、レク「減税自治体構想の法的論点」	白鷗大学	石村代表
10.2.14	住基ネット差し止め訴訟を支援する会・北海道講演「納番、社保番号導入の危険性」	札幌・エルプラザ	石村代表
10.2.19	文化庁H21年度宗教指導者講習会講演「宗教法人の公益性」	京都・ルビノ京都堀川	石村代表
10.2.20	朝日新聞記者取材「名古屋市の住基ネット切断の動向」	岐阜・税理士法人	石村代表
10.2.21	住基ネット離脱を！10.2.21緊急市民集会参加(主催:住基ネットに反対する市民の会)	名古屋・愛知県勤労会館	石村代表
10.2.22	名古屋市「減税条例、住基ネット離脱問題」会議	名古屋市役所	石村代表
10.2.24	監視社会研究会「住基ネット訴訟札幌判決、鳩山政権の共通番号導入案」レクチャー	上智大学	石村代表
10.3.18	反住基ネット連絡会、納番・社保番号関連ブックレット作成のための学習会でのレク	東京・日本消費者連盟	石村代表
10.3.23	PIJ 運営委員会	PIJ 事務局	PIJ 役員
10.3.25	名古屋市「減税条例、住基ネット離脱問題」会議	名古屋市役所	石村代表
10.3.28	ソーシャル・マーケット研究会「NPO課税」レク	上智大学	石村代表

編集及び発行人	<p>プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)</p> <p>東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 中村克己 Published by Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590 http://www.pij-web.net 2010.6.30発行 CNNニュースNo.62</p>	<p>入会のご案内 季刊・CNNニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方だけにだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。 郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピ・アイ・ジェ - (PIJ)</p>
	<p>NetWorkのつばやき</p> <p>・イギリスに誕生した新連立政権は、国民ID番号カード制の廃止を決めた。翻って、わが国の民主政権は、共通番号入りの国民IDカード制導入で、国民情報の丸ごと国家管理に血眼だ。イギリスに学び、流れを変えよう。(N)</p>	